

湖西市こども計画 (案)

令和6年12月
湖西市

市長あいさつが入ります

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 踏まえるべき国の政策動向	1
3 計画の位置づけ	5
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 こども・若者、子育て当事者への意見聴取	8
第2章 こども・若者を取り巻く環境	9
1 統計からみる現状	9
2 アンケート調査からみる現状	20
3 関係団体ヒアリング調査からみる現状	37
4 高校生との意見交換からみる現状	40
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	41
2 計画の体系	42
第4章 施策の展開	44
1 ライフステージを通した重要事項	45
2 ライフステージ別の重要事項	65
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	83
4 数値目標	90
第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）	92
1 基本的な考え方	92
2 教育・保育の量の見込み	94
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保	97
第6章 計画の推進体制	108
1 計画の推進	108
2 計画の進行管理	108
3 計画の評価・改善	108
資料編	109
1 湖西市子ども・子育て会議条例	109
2 委員名簿	110
3 策定経過	111

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

湖西市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「湖西市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。

「湖西市こども計画」（第以下「本計画」という。）は、令和5年4月に新たに施行された「こども基本法」の理念等を踏まえ、本市の全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

2 踏まえるべき国の政策動向

（1）こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

第1章 計画策定にあたって

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

(2) こども大綱

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1) ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー※への支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

※ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこども。

第1章 計画策定にあたって

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画では、下記の計画を包含します。

- こども基本法第10条の2に定める「市町村こども計画」
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策)としての「少子化社会対策基本計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立支援計画
- 「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発 0617 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく「市町村母子保健計画」
- 「放課後児童対策パッケージ」(新・放課後子ども総合プラン)

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

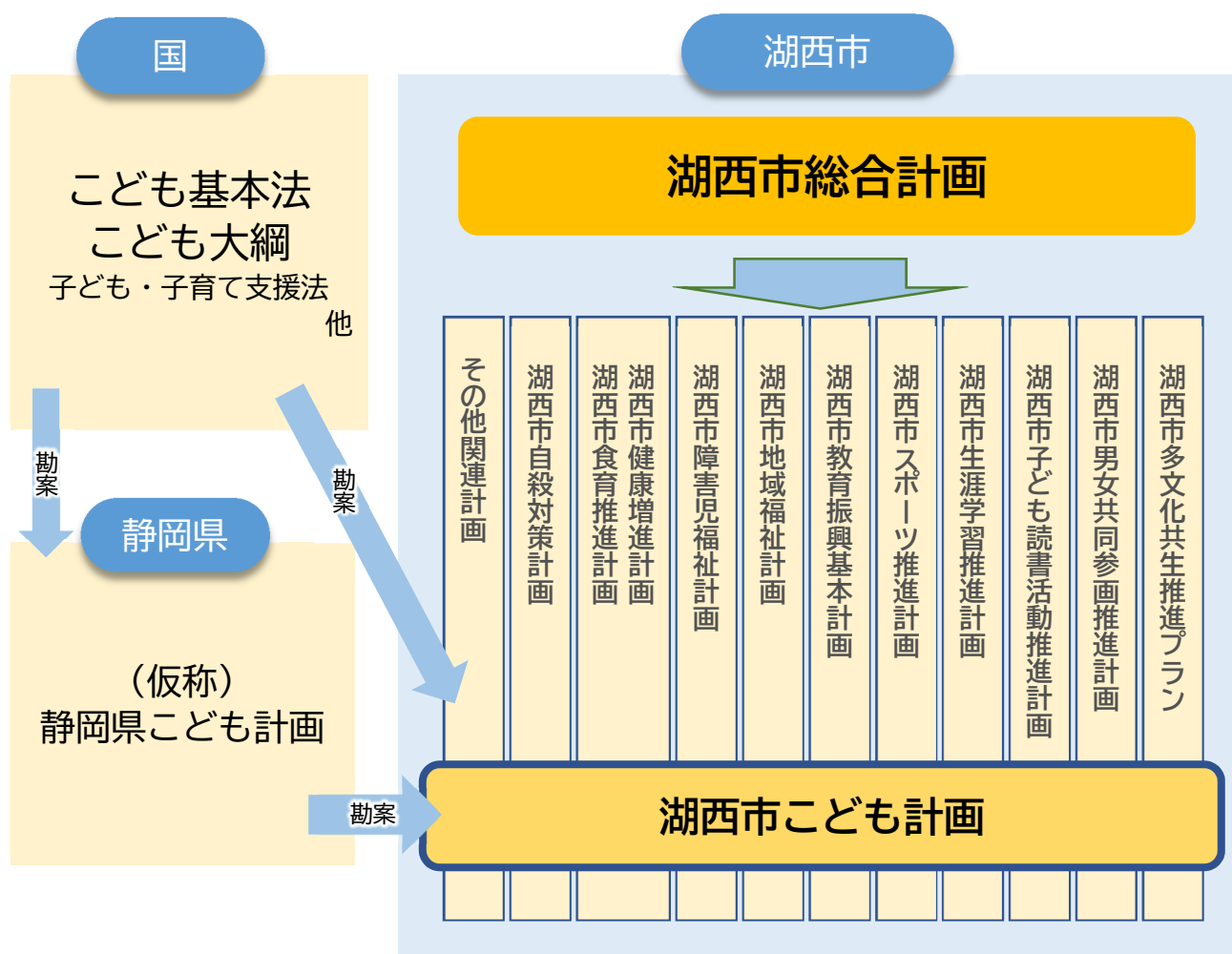
4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 各種計画等との関係

本計画では、これまでの「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」の枠を大きく超え、こどもに関する市の幅広い施策（「こども施策」）を一体として策定します。そのため、本市の最上位計画である「第6次湖西市総合計画」はもとより、「湖西市地域福祉計画」をはじめとする福祉分野の各種計画のみならず、地方公共団体の教育大綱として位置づけている「湖西市教育振興基本計画」の他、様々な分野の関連計画とも整合性をとりつつ、こども大綱が示す、こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制を整備していきます。

■計画の位置づけのイメージ



4 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。

また、「こども基本法」において、『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指しています。本計画においても、若者の対象年齢については、概ね 30 歳程度としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、計画最終年度である令和 11 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

■計画の期間

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
第6次湖西市総合計画	令和3年度～令和15年度									
湖西市こども計画(本計画)		令和7年度～令和11年度					次期計画			

6 こども・若者、子育て当事者への意見聴取

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させ、必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取の機会を設けました。また、計画の内容については市内において協議するとともに、「湖西市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

(1) ニーズ調査・こども・若者アンケート調査

調査対象	・湖西市内在住の就学前児童の保護者 ・湖西市立の学校に通う小学生児童の保護者 ・湖西市立の学校に通う小学5年生・中学2年生 ・湖西市立の学校に通う小学5年生・中学2年生保護者 ・湖西市在住の15歳～34歳の若者
抽出方法	・就学前児童の全ての保護者1,623人、小学生の全ての保護者2,117人、 ・湖西市立の学校に通う全ての小学5年生・中学2年生1,010人、 ・湖西市立の学校に通う全ての小学5年生・中学2年生の保護者1,010人、 ・年齢別・居住地別に抽出した15歳～34歳の若者1,000人の合計6,760人
調査期間	令和6年2月16日～3月4日
調査方法	・就学前児童の保護者は、調査票を郵送、紙調査票又はオンラインにより回答。 ・小学生児童の保護者は、調査票を学校配布し、紙調査票又はオンラインにより回答。 ・小学5年生・中学2年生は学校でオンラインにより回答。 ・小学5年生・中学2年生保護者は調査票を学校配布し、オンラインにより回答。 ・15～34歳の若者は郵送により依頼、オンラインにより回答。

(2) 関係団体ヒアリング調査

調査対象	こどもや子育て支援に係る43の関係団体・機関
調査期間	令和6月下旬～7月上旬
実施方法	郵送配布・郵送回収又はオンライン回答によるヒアリングシート調査

(3) 高校生との意見交換

調査対象	静岡県立新居高等学校 2年生 104名
調査時期	令和6年6月
実施方法	出前授業に参加。意見交換とともに、アンケート調査を実施。

(4) パブリックコメント

調査時期	令和6年12月2日～27日
実施方法	市公式ウェブサイト及び市内9か所の公共施設に設置して意見を募集。

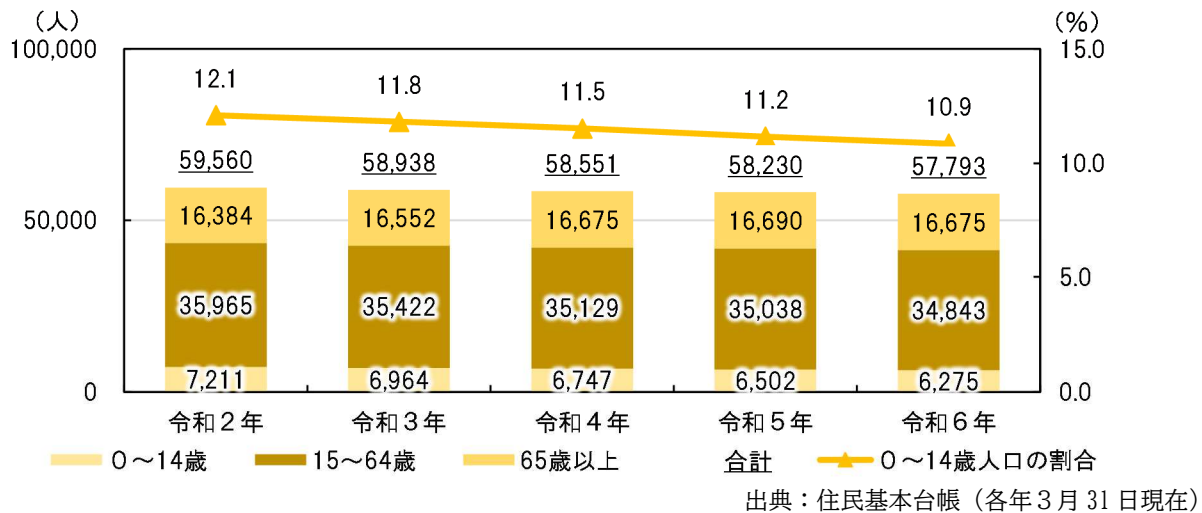
第2章 こども・若者を取り巻く環境

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

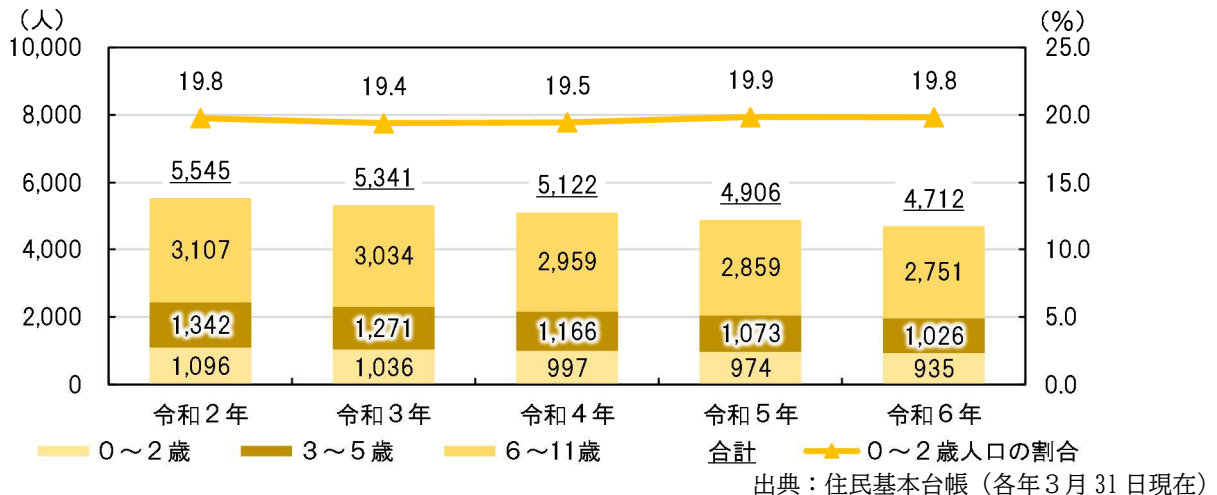
① 年齢3区分人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は緩やかに減少しており、令和6年で57,793人となっています。内訳をみると、0～14歳人口及び15～64歳人口は減少傾向にある一方で、65歳以上人口は16,000人台で推移しています。なお、0～14歳人口の割合は減少傾向で推移しており、令和6年で10.9%となっています。



② 児童数の推移

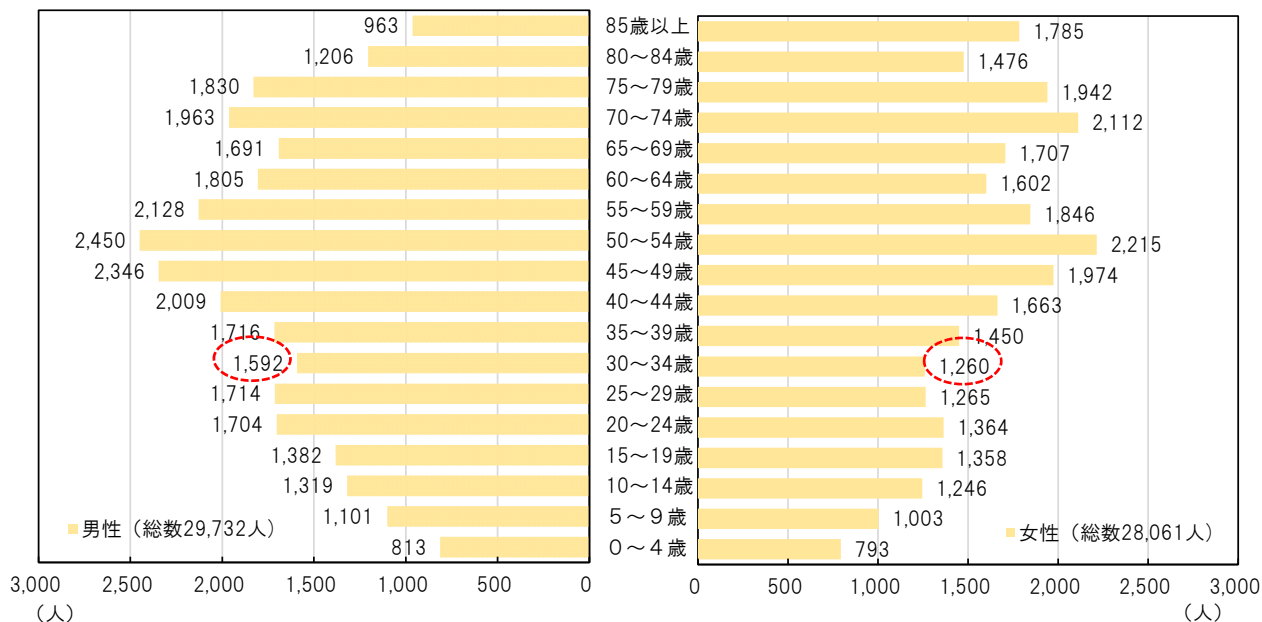
児童数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和6年で4,712人となっています。内訳をみると、いずれの年齢区分も減少傾向となっています。なお、0～2歳人口の割合は、19%台で推移しています。



第2章 こども・若者を取り巻く環境

③ 人口ピラミッド

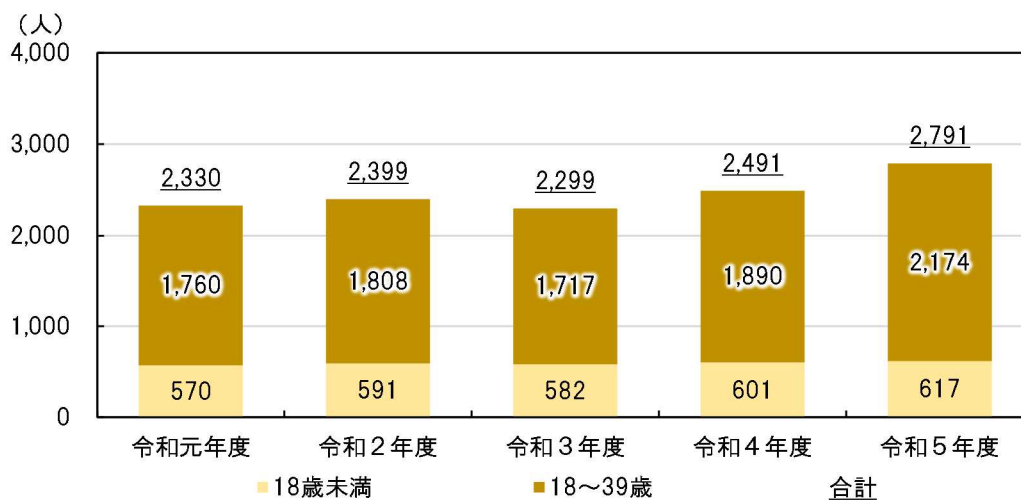
本市の人口構成を性別・年齢別でみると、男性、女性ともに 50～54 歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が最も多くなっています。一方、男性、女性ともに 14 歳未満が少なくなっています。なお、15 歳以上では、30～34 歳人口が少なくなっています。



出典：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

④ 外国籍人口の推移

外国籍人口の推移をみると、令和4年度以降で増加がみられ、令和5年度で2,791人となっています。内訳をみると、令和5年度で18～39歳人口が2,174人と2,000人を超え、増加傾向となっています。

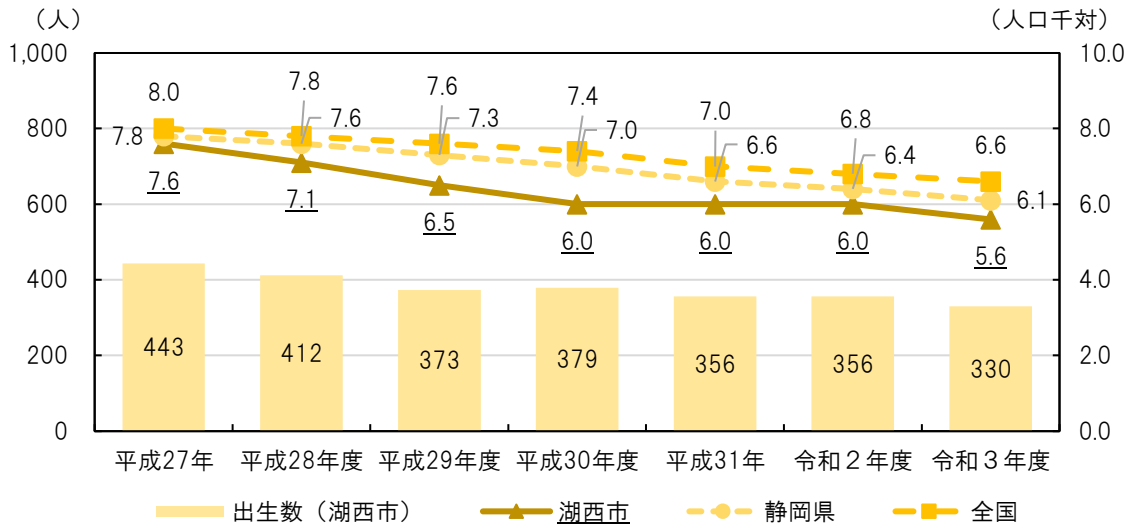


出典：湖西市（各年度10月1日現在）

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

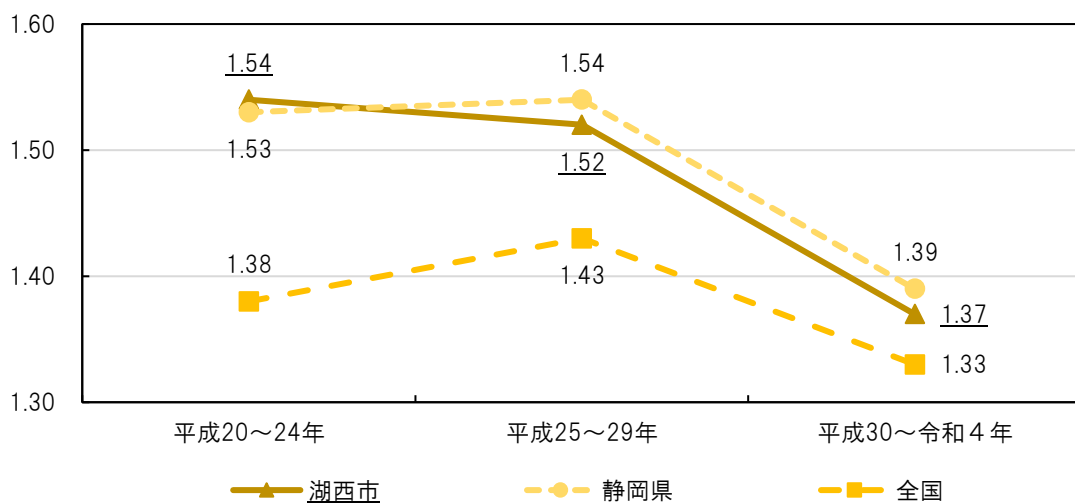
出生数の推移をみると、概ね減少傾向であり、令和3年度で330人となっています。出生率の推移をみると減少傾向であり、令和3年度で5.6となっています。出生率を静岡県、全国と比較すると、一貫して低くなっています。



出典：(湖西市) 湖西市統計書（各年度1月1日現在）
 (静岡県、全国) 厚生労働省 人口動態統計（確定数）の概況（各年度1月1日現在）

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、減少傾向であり、平成30～令和4年で1.37となっています。静岡県、全国と比較すると、平成20～24年で静岡県、全国よりも高くなっていますが、その後は静岡県と比較して低くなっています。

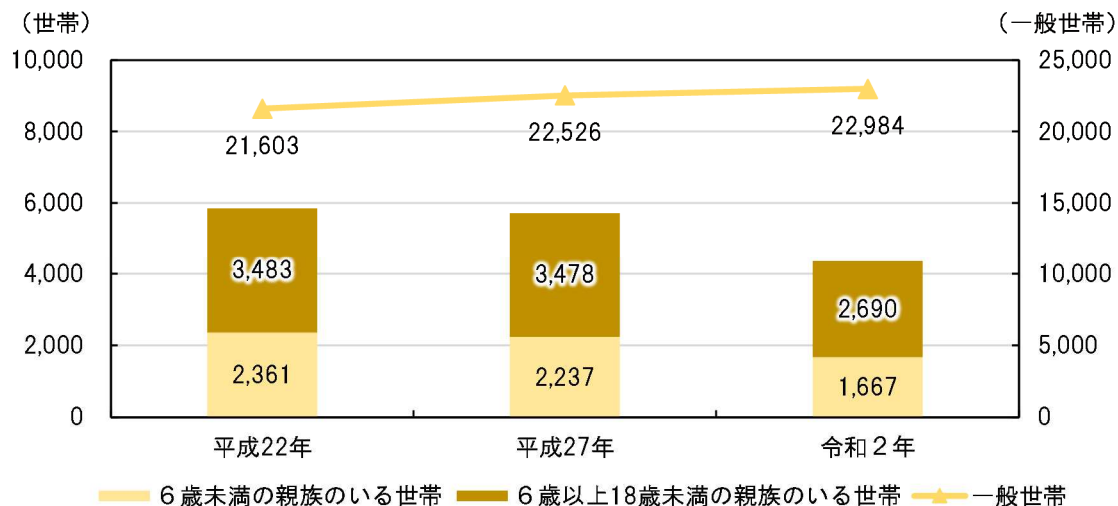


出典：人口動態統計特殊報告

(3) 世帯の状況

① こどものいる世帯の推移

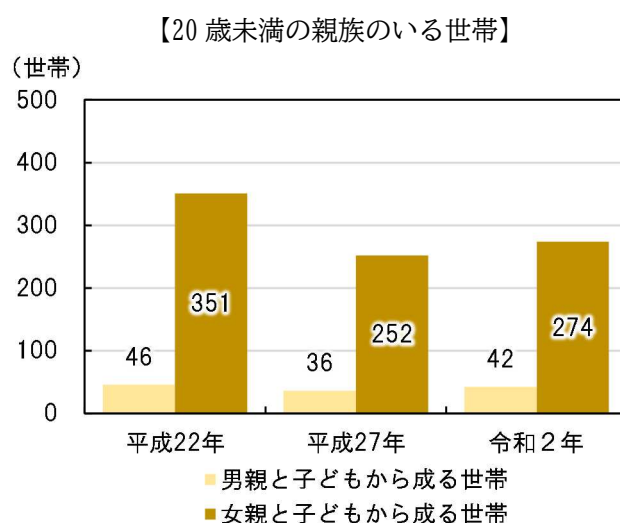
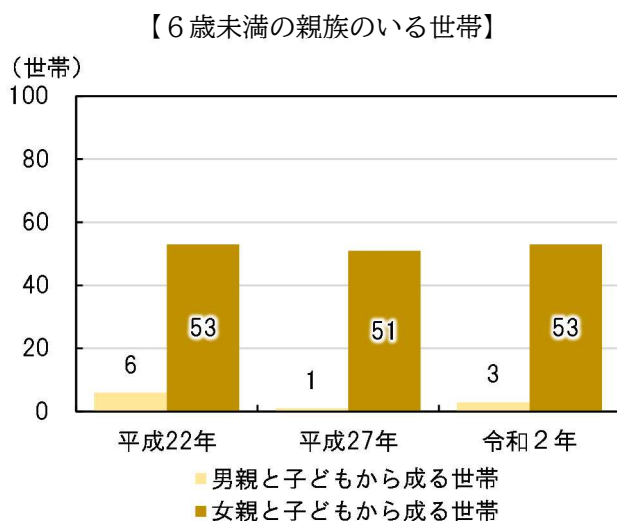
こどものいる世帯数の推移をみると、6歳以上18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに減少傾向であり、令和2年でそれぞれ2,690世帯、1,667世帯となっています。なお、一般世帯数は増加傾向であり、令和2年で22,984世帯となっています。



出典：国勢調査

② ひとり親世帯の推移

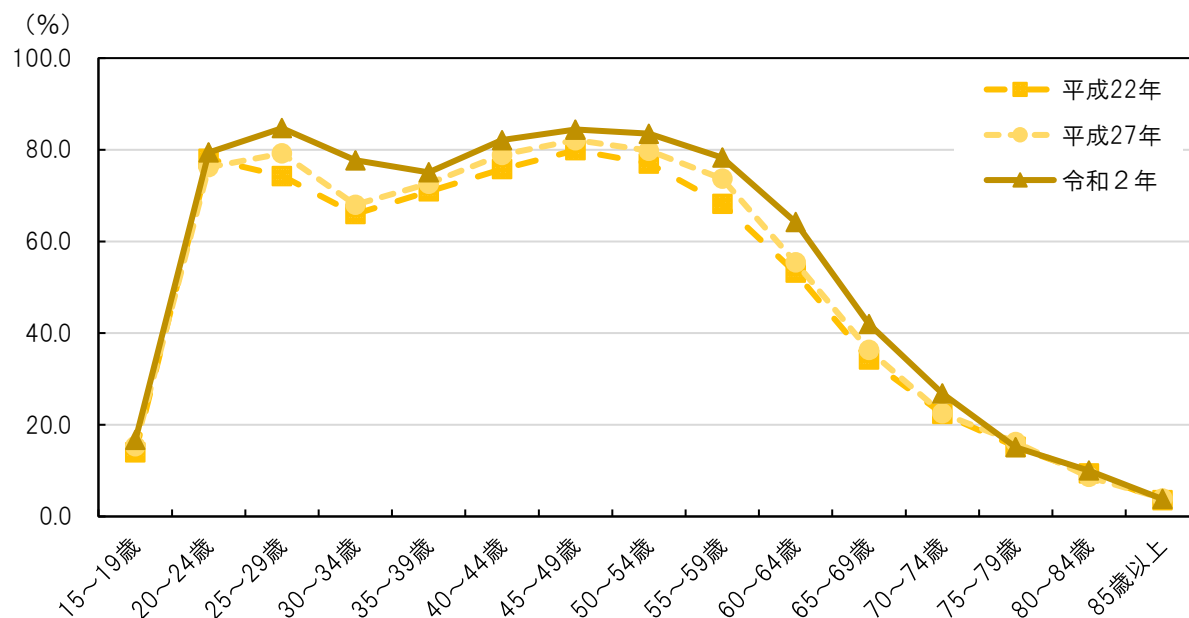
6歳未満の親族のいるひとり親世帯数の推移をみると、男親、女親ともに大きな差はみられません。また、20歳未満の親族のいるひとり親世帯数の推移をみると、男親、女親ともに平成27年に減少しましたが、令和2年に増加に転じています。



出典：国勢調査

(4) 女性の就業の状況

女性の労働力率の推移をみると、20歳代後半から30歳代で結婚や出産等により離職し、その後就労復帰することを示す、いわゆるM字カーブとなっています。平成22年、平成27年と比較すると、令和2年で20歳代後半から30歳代の労働力率が上昇しています。また、令和2年では35～39歳で労働力率が減少しているなど、M字カーブの谷部分の移動がみられます。

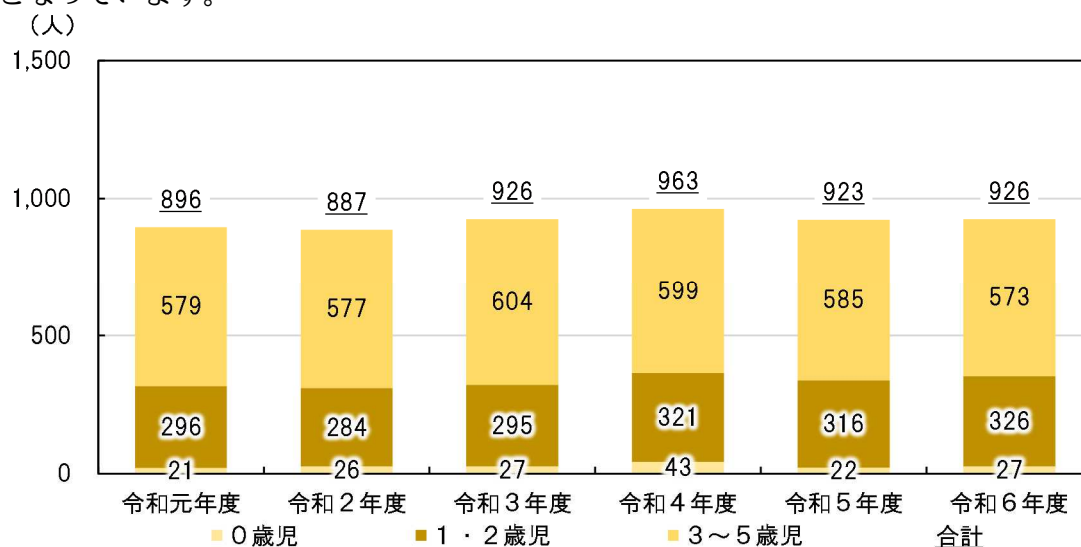


出典：国勢調査

(5) 保育園・幼稚園の状況

① 保育園・こども園（保育部分）等入園児童数の推移

保育園・こども園（保育部分）等入園児童数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和6年度で926人となっています。内訳をみると、1・2歳児で概ね増加傾向であり、令和6年度で326人となっています。

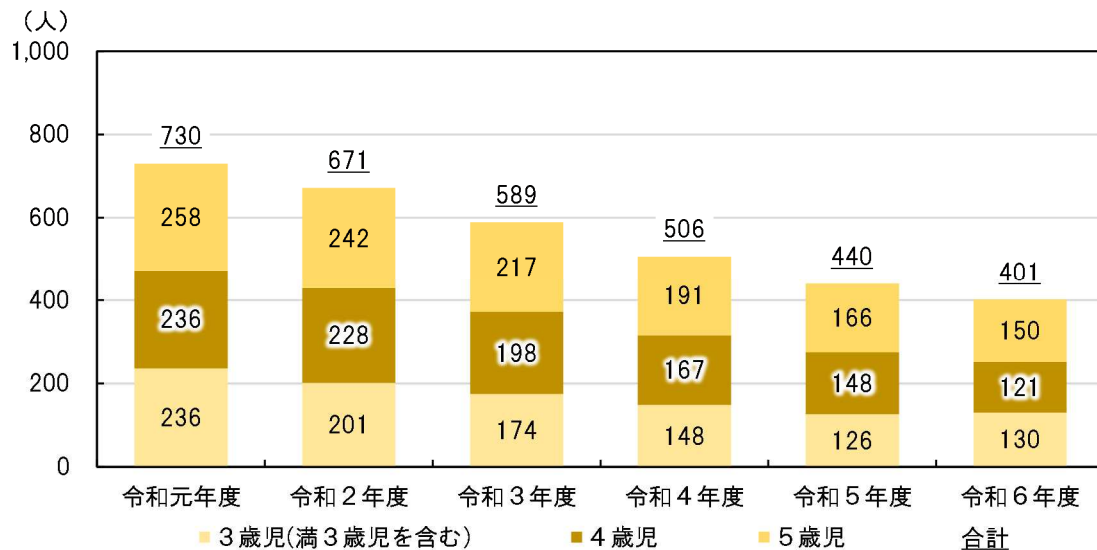


出典：幼児教育課（各年度4月1日現在）

第2章 こども・若者を取り巻く環境

② 幼稚園・こども園（教育部分）等入園児童数の推移

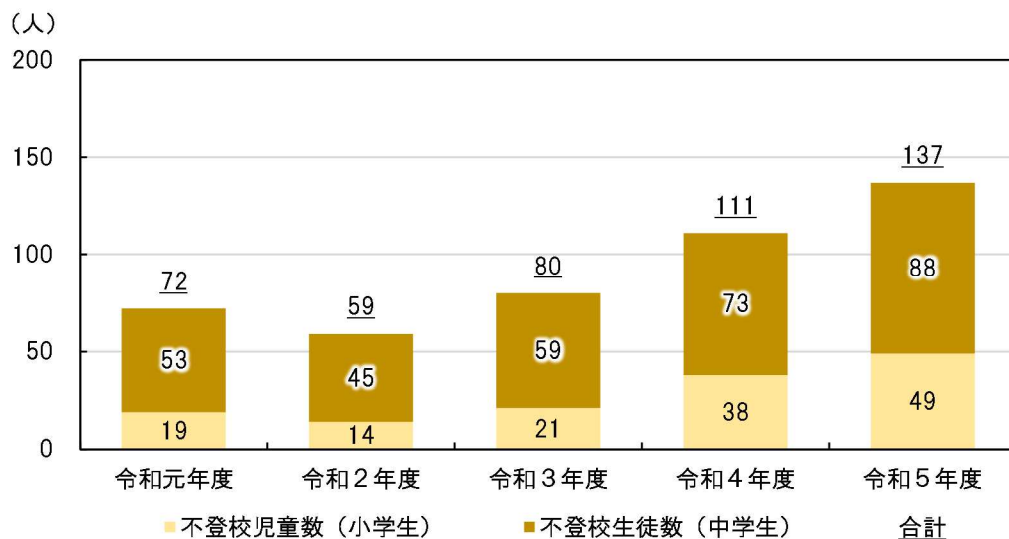
幼稚園・こども園（教育部分）等入園児童数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和6年度で401人となっています。内訳をみると、いずれの年齢区分も、令和元年度と比較してそれぞれ100人以上の減少がみられます。



出典：幼児教育課（各年度5月1日現在）

（6）不登校の状況

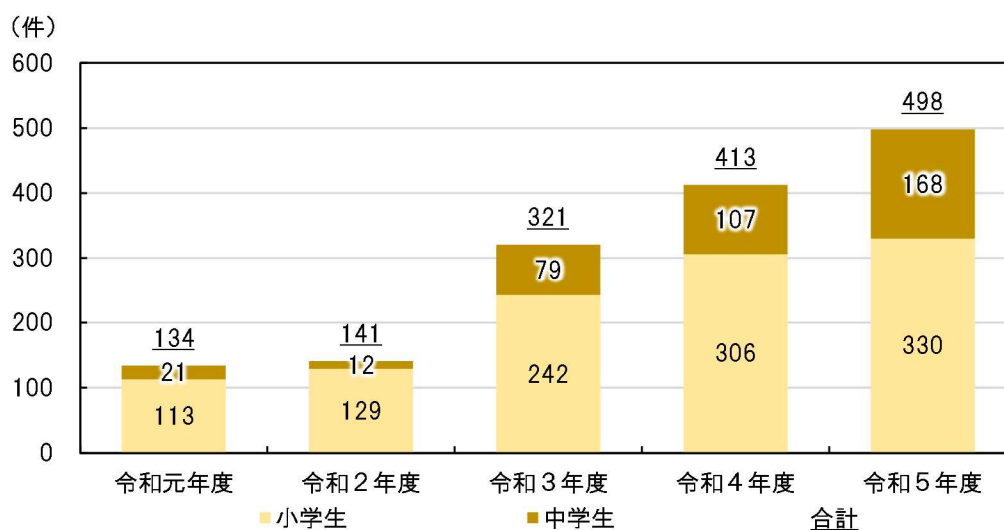
不登校児童生徒の推移をみると、令和3年度以降増加傾向であり、令和5年度で137人となっています。内訳をみると、不登校児童数（小学生）、不登校生徒数（中学生）ともに増加しており、令和5年度でそれぞれ49人、88人となっています。



出典：学校教育課（各年度10月1日現在）

(7) いじめの状況

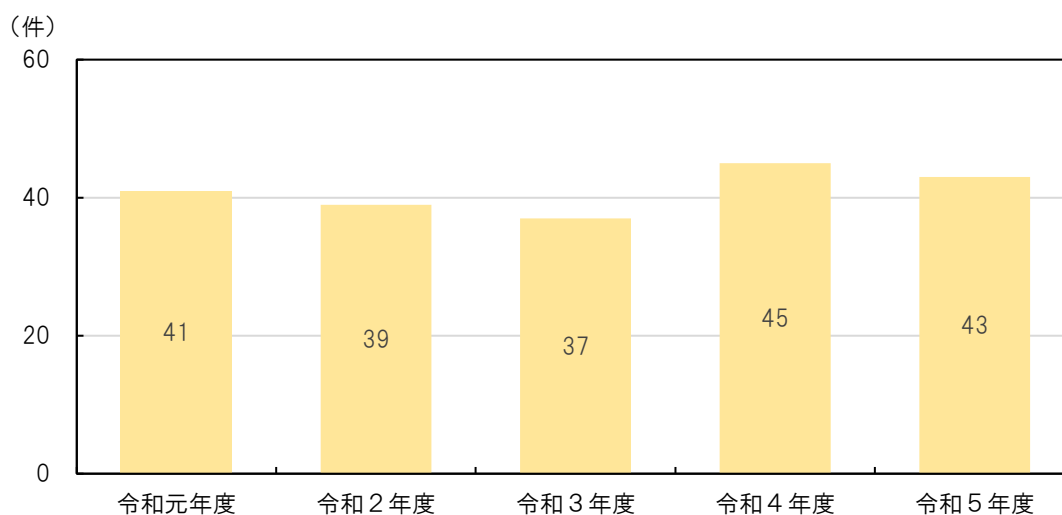
いじめ認知件数の推移をみると、令和3年度以降で大きく増加しており、令和5年度で498件となっています。内訳をみると、小学生は令和5年度で330件と、令和元年度と比較して200件以上増加しています。また、中学生は令和5年度で168件と、令和元年度と比較して100件以上増加しています。



出典：学校教育課（各年度10月1日現在）

(8) 虐待の状況

虐待通報数の推移をみると、令和元年度以降は40件前後で推移しており、令和5年度で43件となっています。

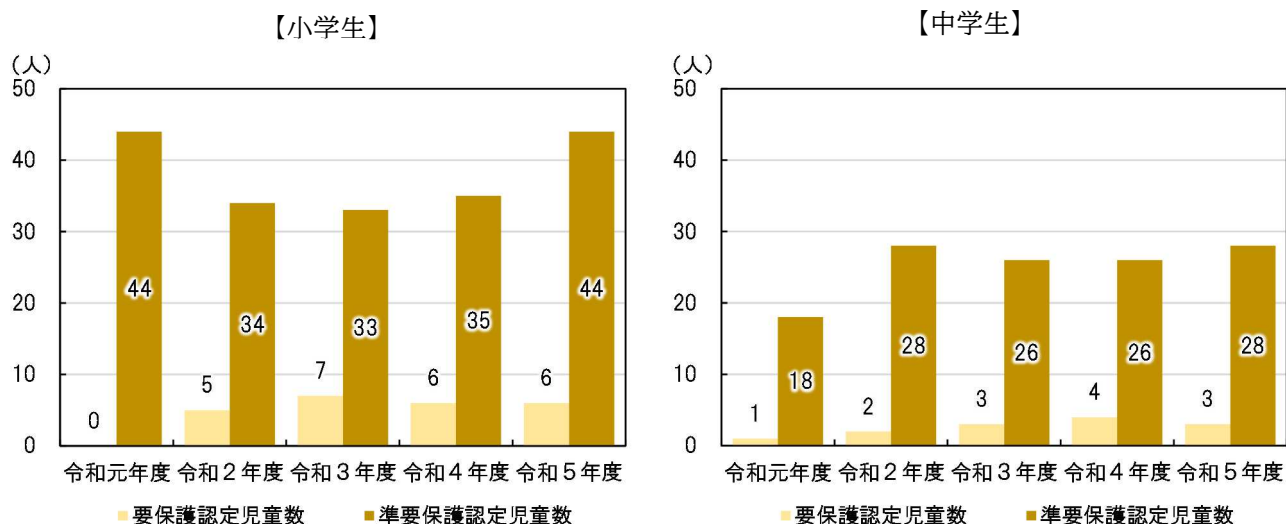


出典：こども未来課（各年度10月1日現在）

(9) 就学援助の状況

小学生の要保護認定児童数の推移をみると、令和2年度以降で5人～7人で推移しています。また、準要保護認定児童数は、令和3年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じており、令和5年度で44人となっています。

中学生の要保護認定生徒数の推移をみると、いずれの年度でも1人～4人で推移しています。また、準要保護認定生徒数は、令和2年度以降で26人～28人で推移しています。

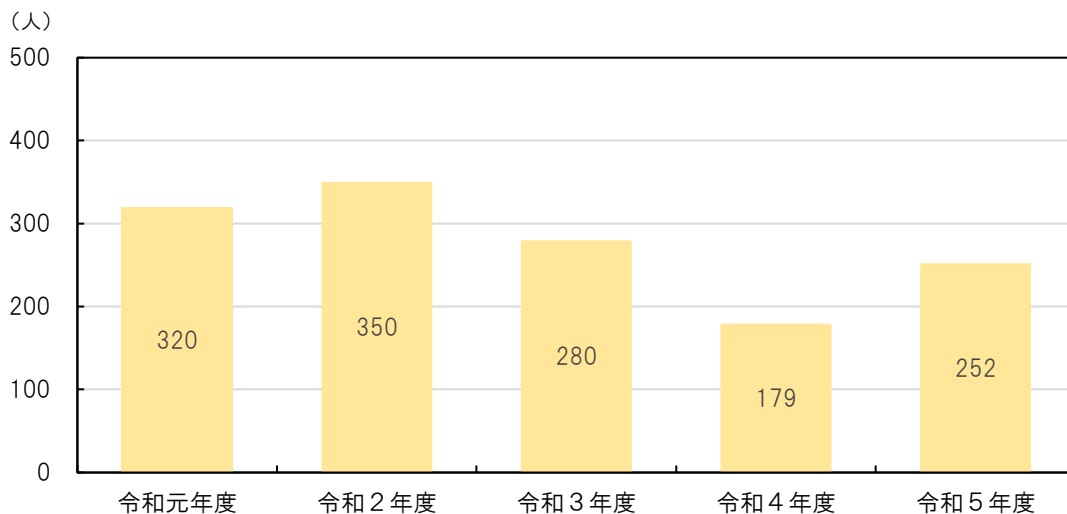


出典：教育総務課（各年度10月1日現在）

(10) 子育て支援サービスの利用状況

① 時間外保育（延長保育）事業

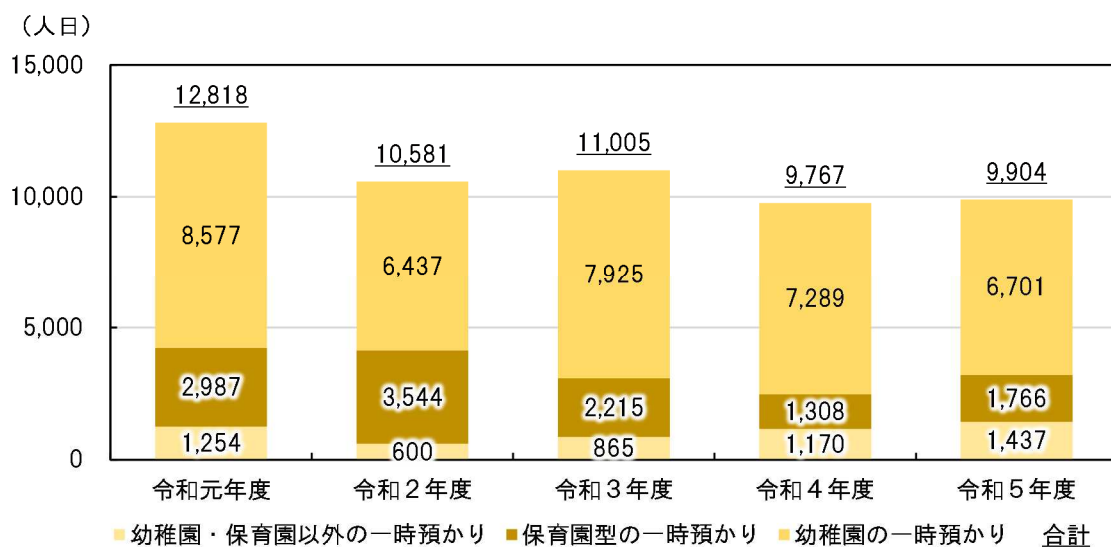
延長保育の年間利用状況をみると、増減しながら推移しており、令和5年度で252人となっています。



出典：幼児教育課（各年度10月1日現在）

② 一時預かり事業

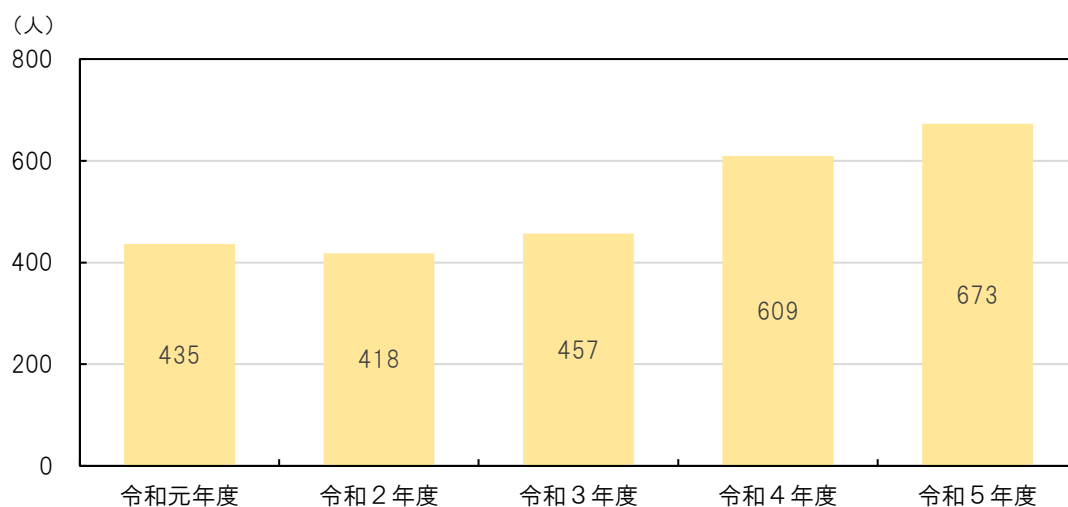
一時預かり事業の利用実績をみると、概ね減少傾向で推移しており、令和5年度で9,904人日となっています。内訳をみると、幼稚園・保育園以外の一時的預かり※は令和3年度以降で増加傾向であり、令和5年度で1,437人日となっています。保育園型の一時的預かりは概ね減少傾向であり、令和5年度で1,766人日となっています。幼稚園型の一時的預かりは増減しながら推移しており、令和5年度で6,701人日と、令和元年度と比較して2,000人日近く減少しています。



出典：こども未来課、幼児教育課（各年度10月1日現在）

③ 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の利用登録実績をみると、増加傾向で推移しており、令和5年度で673人となっています。

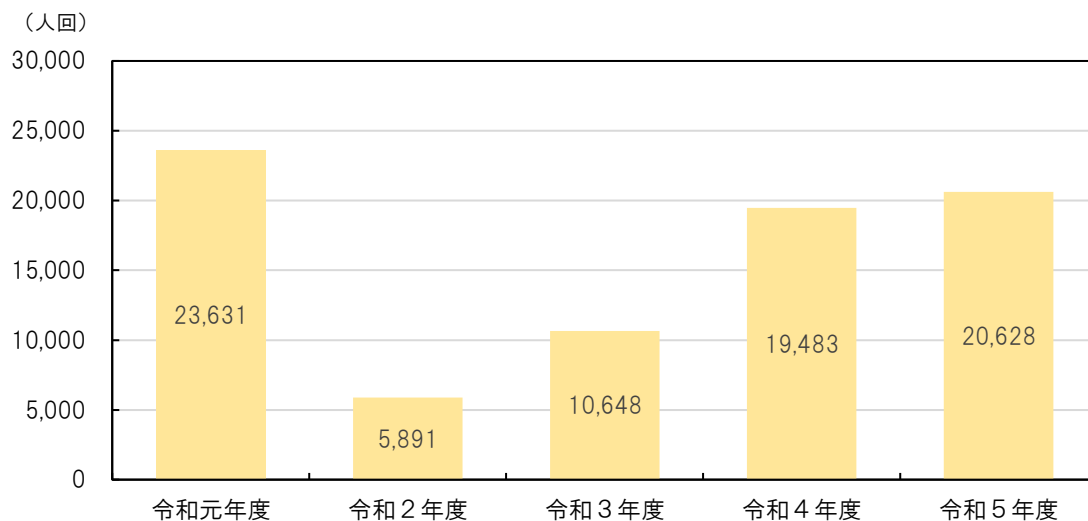


出典：教育総務課（各年度10月1日現在）

第2章 こども・若者を取り巻く環境

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援事業※の利用実績をみると、コロナ禍の影響で令和2年度に大きく減少しましたが、その後は増加傾向となり、令和5年度で20,628人回と回復傾向となっています。

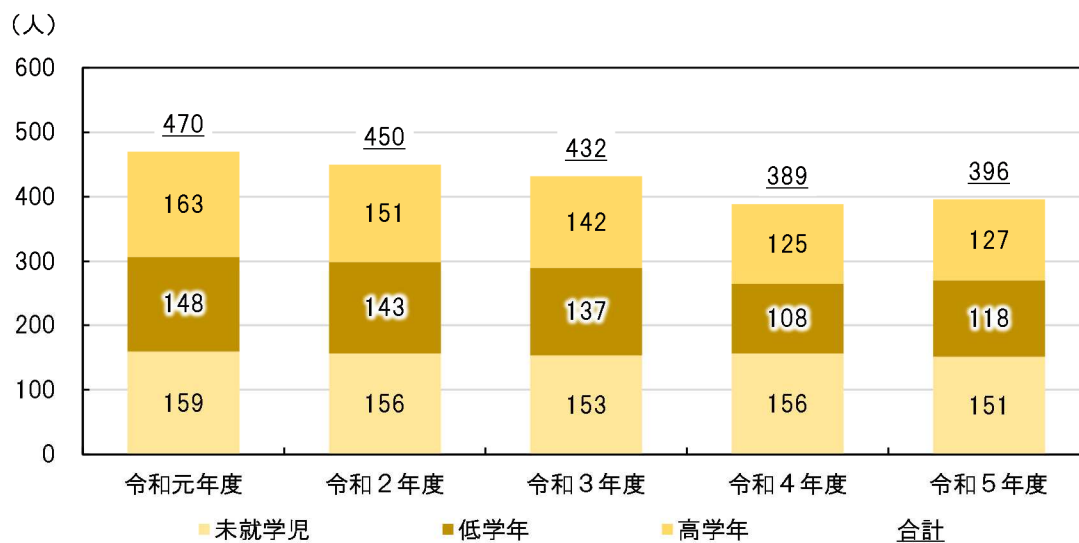


※子育て支援センター「のびりん」年間利用児童数及び「にここ広場」年間利用児童数

出典：こども未来課（各年度10月1日現在）

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

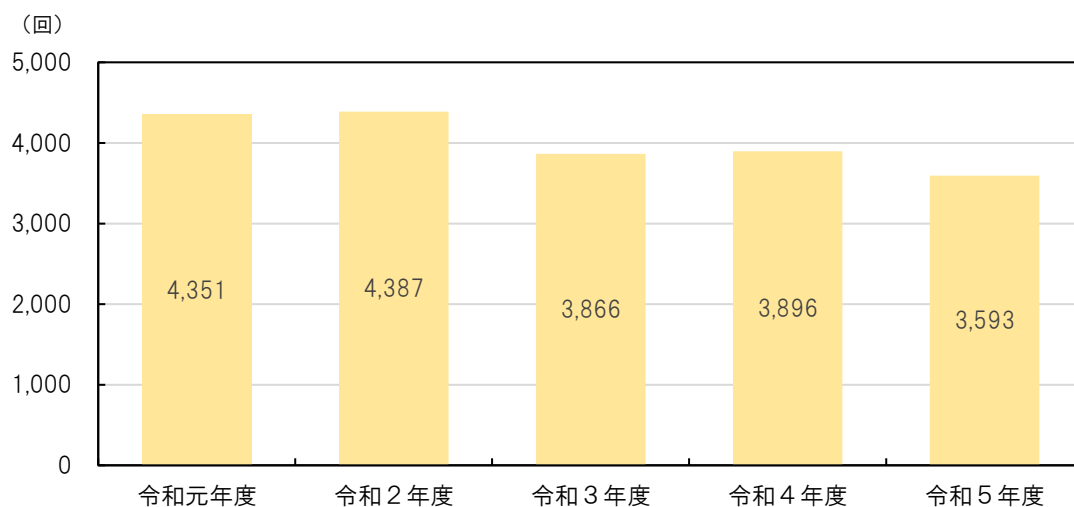
ファミリー・サポート・センター事業の利用実績をみると、概ね減少傾向で推移しており、令和5年度で396人となっています。内訳をみると、未就学児は150人台でほぼ横ばいの状態で推移している一方で、低学年、高学年は令和4年度まで減少傾向でしたが、令和5年度は増加に転じています。



出典：こども未来課（各年度10月1日現在）

⑥ 妊婦健診事業

妊婦健診事業の利用実績をみると、概ね減少傾向で推移しており、令和5年度で3,593回となっています。

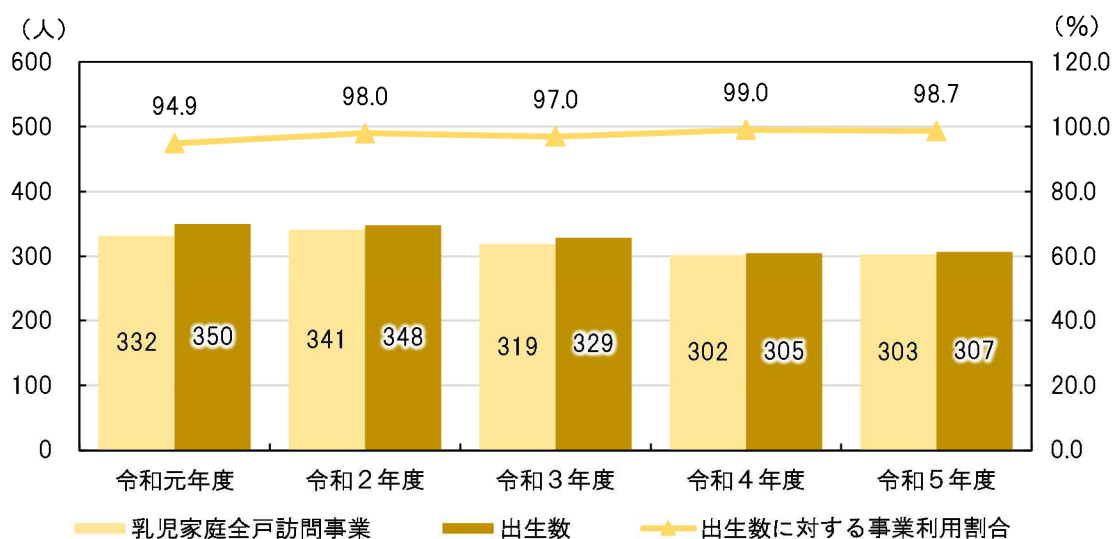


※妊婦健診回数実績

出典：こども未来課（各年度10月1日現在）

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実績をみると、令和3年度以降減少傾向で推移しており、令和5年度で303人となっています。また、出生数に対する事業利用割合は令和2年度以降で97%～99%台で推移しています。なお、事業の実績と出生数の差は、長期の入院や里帰りのため生後4か月までに訪問できなかったことによるものです。



出典：こども未来課（各年度10月1日現在）

2 アンケート調査からみる現状

(1) 実施概要

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	主設 問数
就学前児童の保護者 ※以降「就学前児童」と表記	1,623	761	46.9%	63 問
		WEB 497	WEB 30.6%	
小学生児童の保護者 ※以降「小学生児童」と表記	2,117	948	44.8%	39 問
		WEB 673	WEB 31.8%	
小学5年生・中学2年生	1,010	925	91.6%	30 問
		WEB 925	WEB 91.6%	
小学5年生・中学2年生の保護者 ※以降「小5保護者」「中2保護者」と表記	1,010	444	44.0%	25 問
		WEB 444	WEB 44.0%	
15歳～34歳の若者 ※以降「若者」と表記	1,000	140	14.0%	36 問
		WEB 140	WEB 14.0%	
合 計	6,760	3,218	47.6%	
		WEB 2,679	WEB 39.6%	

※有効回収数、有効回収率の欄にある「WEB」は各内数。有効回収率は、各配布数に対する割合。

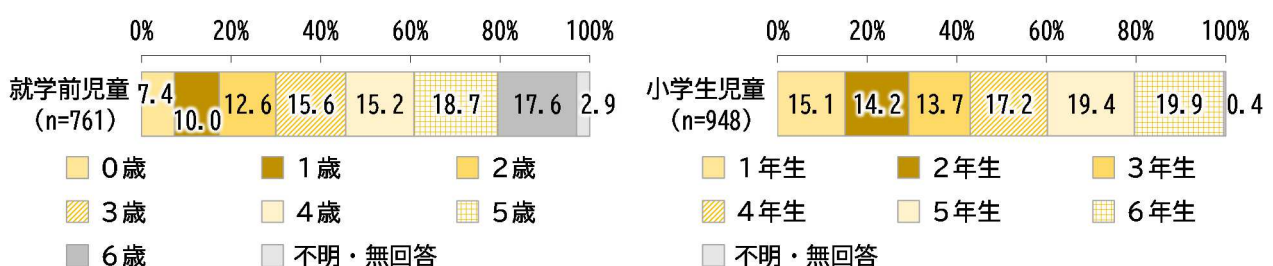
就学前児童・小学生児童の保護者調査結果について、平成30年実施の調査結果と経年比較している内容があり、『前回調査』と表記しています。なお、『前回調査』に対し、今回の調査を『今回調査』と表記しています。『前回調査』の概要は下記のとおりです。

就学前児童の保護者	2,018 配布、961 回収 (回収率 47.6%)	調査期間：平成30年12月6日～12月21日
小学生児童の保護者	1,000 配布、419 回収 (回収率 41.9%)	調査方法：郵送による配布・回収

(2) ニーズ（就学前児童・小学生児童の保護者）調査結果

こどもの年齢・学年<数量回答> ※就学前児童は生年月日より年齢を算出

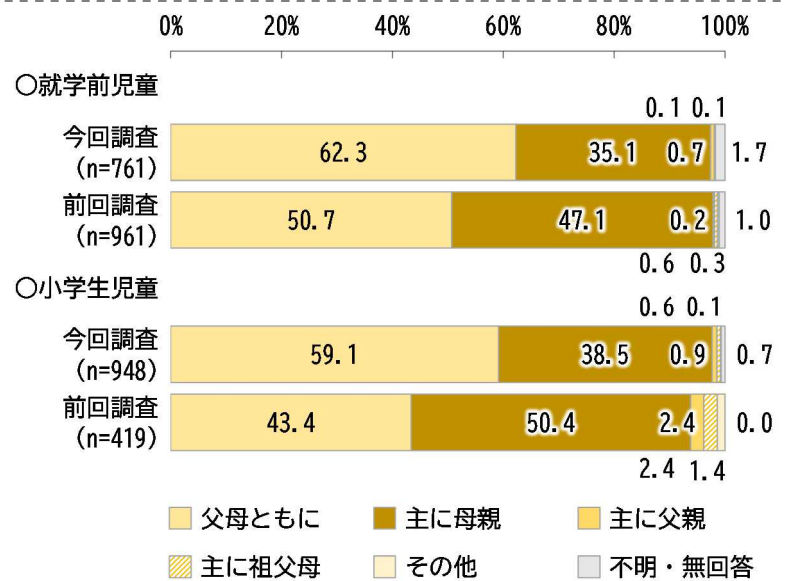
就学前児童の年齢は「5歳」が18.7%と最も高く、次いで「6歳」が17.6%となっています。小学生児童の学年は「6年生」が19.9%と最も高く、次いで「5年生」が19.4%となっています。



主に子育てを行っている方<単数回答>

こどもの教育を含む子育てを主に
行っている方は、就学前児童、小学生
児童ともに「父母ともに」が最も高く、
それぞれ 62.3%、59.1%となってい
ます。次いで「主に母親」がそれぞれ
35.1%、38.5%となっています。

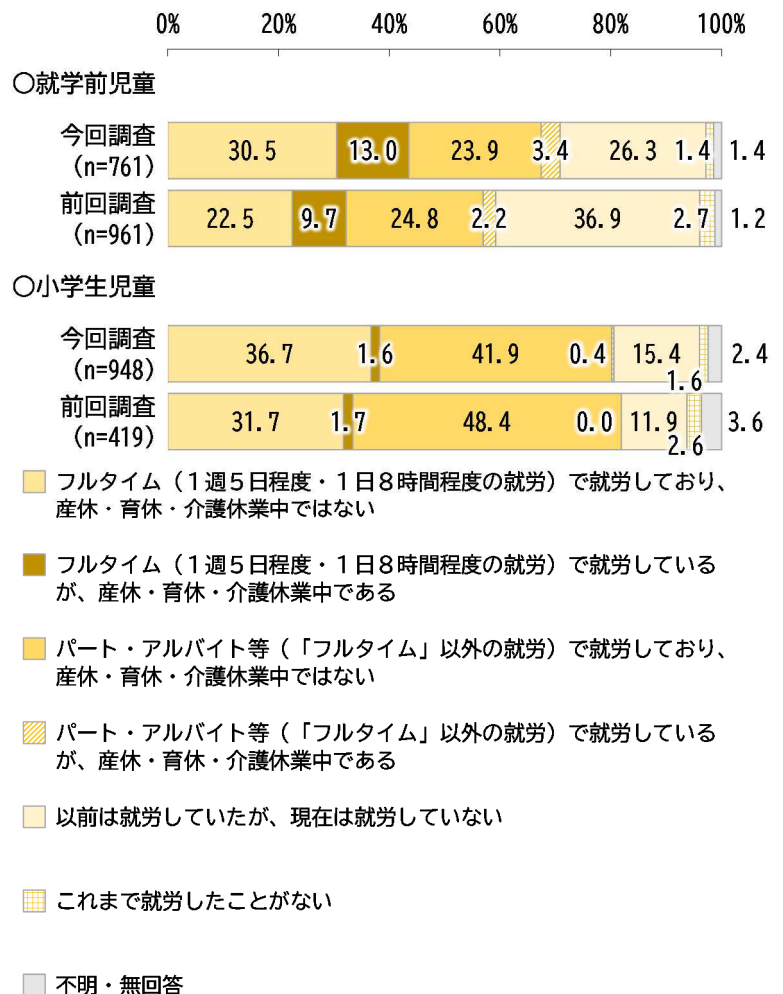
前回調査と比較すると、就学前児
童、小学生児童ともに「父母ともに」
がそれぞれ 11.6 ポイント、15.7 ポイ
ント高くなっています。一方、「主に
母親」はそれぞれ 12.0 ポイント、11.9
ポイント低くなっています。



母親の就労状況<単数回答>

母親の就労状況は、就学前児童で「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 30.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 26.3%となっています。小学生児童で「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 41.9%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.7%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 8.0 ポイント高くなっている一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 10.6 ポイント低くなっています。小学生児童は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 5.0 ポイント高くなっている一方で、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 6.5 ポイント低くなっています。

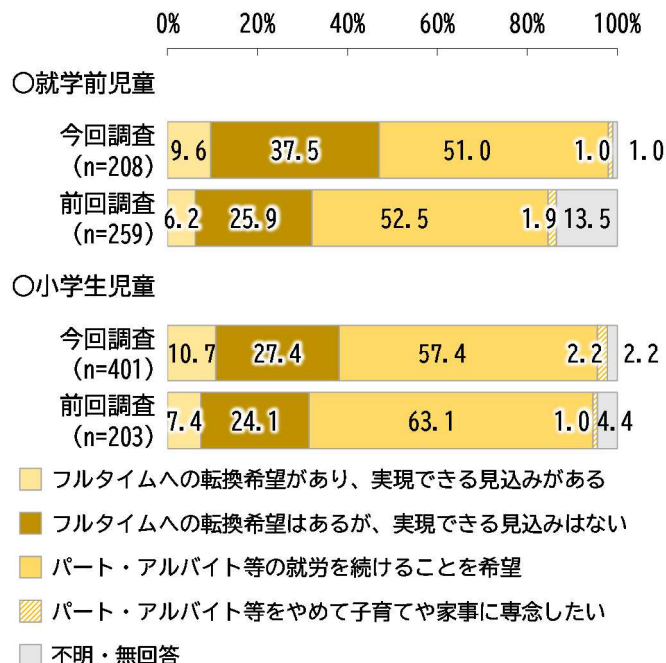


第2章 こども・若者を取り巻く環境

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望<単数回答>

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も高く、それぞれ51.0%、57.4%となっています。次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」がそれぞれ37.5%、27.4%となっています。

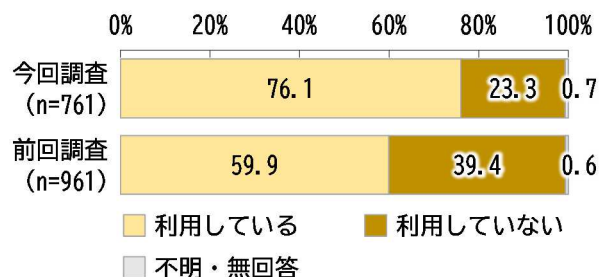
前回調査と比較すると、就学前児童は「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が11.6ポイント高くなっています。小学生児童は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が5.7ポイント低くなっています。



現在の「定期的な教育・保育の事業」の利用状況<単数回答> ※就学前児童

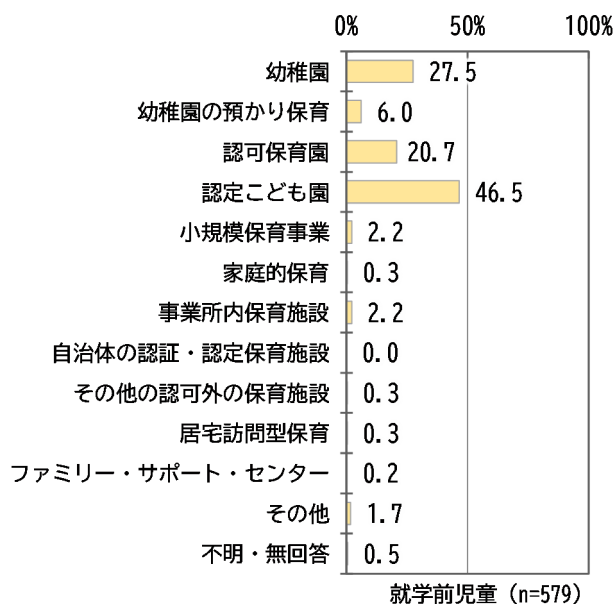
就学前児童の現在の「定期的な教育・保育の事業」の利用状況は、「利用している」が76.1%、「利用していない」が23.3%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が16.2ポイント高くなっています。



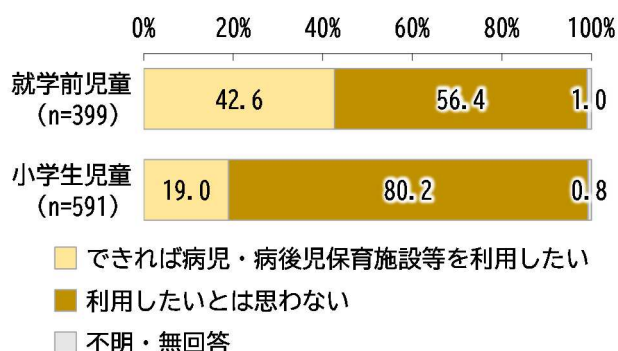
利用している「定期的な教育・保育の事業」<複数回答> ※就学前児童

利用している「定期的な教育・保育の事業」は、「認定こども園」が46.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が27.5%となっています。



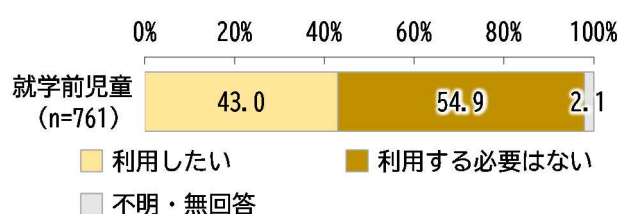
こどもが病気やケガで幼稚園・保育園等を休まざるを得なかった場合、父親又は母親が仕事を休んで対処したことがあり、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか<単数回答>

こどもの病気等で父親又は母親が仕事を休んで対処した際に病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかは、就学前児童で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.6%、「利用したいとは思わない」が56.4%となっています。小学生児童で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が19.0%、「利用したいとは思わない」が80.2%となっています。



私用や親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期の預かり事業を利用したいと思うか<単数回答> ※就学前児童

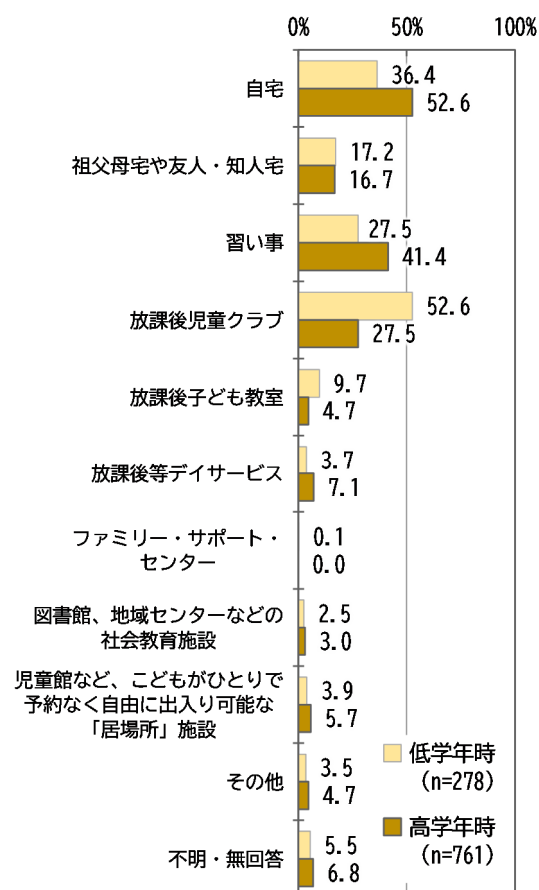
私用や親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期の預かり事業を利用したいかは、「利用したい」が43.0%、「利用する必要はない」が54.9%となっています。



小学校低学年／小学校高学年になったとき、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか<各複数回答> ※就学前児童

小学校低学年になったとき、放課後の時間を過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が52.6%と最も高く、次いで「自宅」が36.4%となっています。

小学校高学年になったとき、放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が52.6%と最も高く、次いで「習い事」が41.4%となっています。



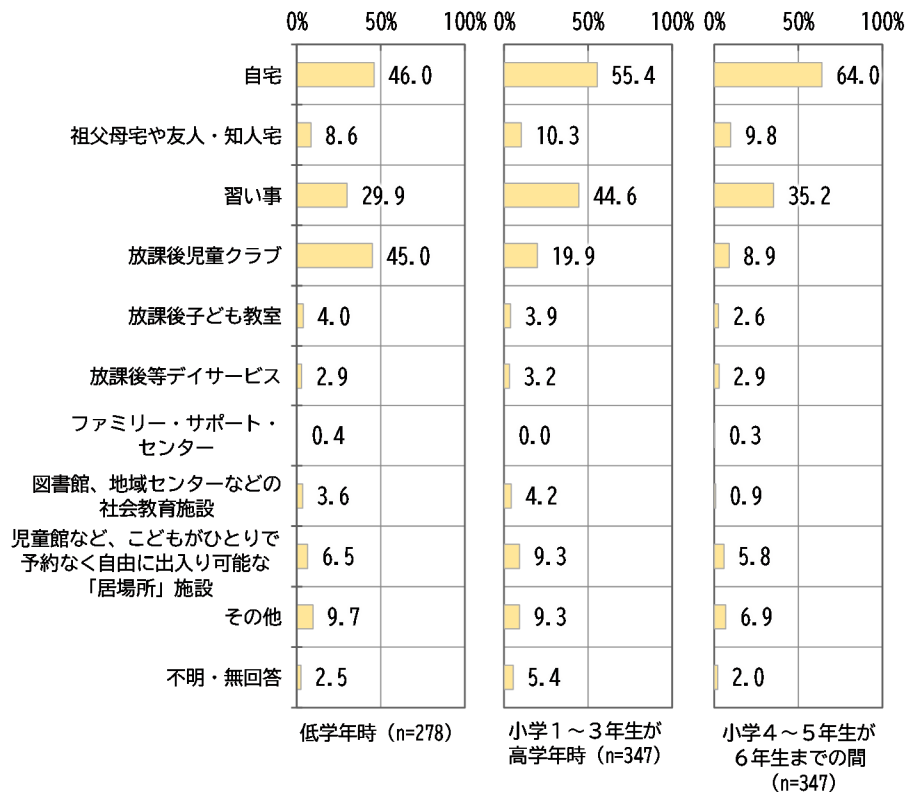
第2章 こども・若者を取り巻く環境

小学生の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか<各複数回答> ※小学生児童

現在こどもが1～2年生の方について、小学校低学年の間、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」が46.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が45.0%となっています。

現在こどもが1～3年生の方について、小学校高学年のとき、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」が55.4%と最も高く、次いで「習い事」が44.6%となっています。

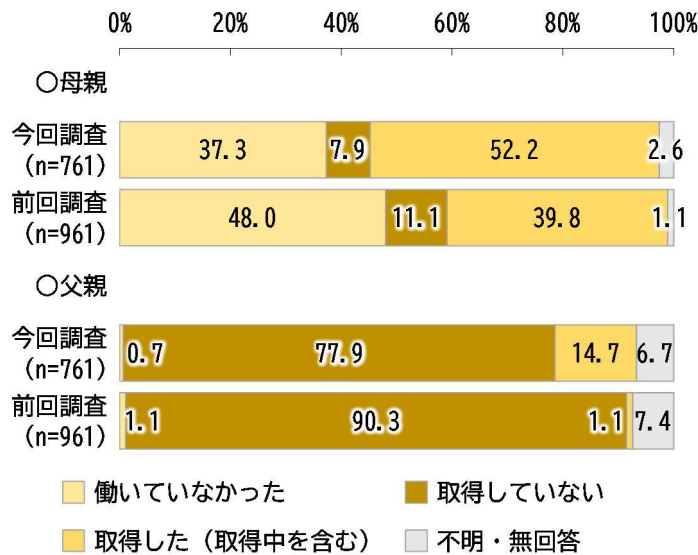
現在こどもが4～5年生の方について、小学校6年生までの間、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」が64.0%と最も高く、次いで「習い事」が35.2%となっています。



育児休業取得の有無<単数回答> ※就学前児童

育児休業取得の有無は、母親で「取得した（取得中を含む）」が52.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が37.3%となっています。父親は「取得していない」が77.9%と最も高く、次いで「取得した（取得中を含む）」が14.7%となっています。

前回調査と比較すると、母親で「取得した（取得中を含む）」が12.4ポイント高く、「働いていなかった」は10.7ポイント低くなっています。父親は「取得した（取得中を含む）」が13.6ポイント高く、「取得していない」が12.4ポイント低くなっています。



子育てについて、日ごろ悩んでいることや不安に思っていること<複数回答・上位5位>

子育てについて、日ごろ悩んでいることや不安に思っていることは、就学前児童の母親で「こどもの病気や体の成長に関すること」が34.8%、父親は「こどもとの時間を十分にとれない」が30.7%と、それぞれ最も高くなっています。小学生児童の母親、父親ともに「子育てにかかる費用が大きな負担になっている」が最も高く、それぞれ38.7%、27.0%となっています。

なお、「こどもの発達に関すること」「子育てにかかる費用が大きな負担になっている」は、就学前児童・小学生児童の母親・父親のいずれも上位5位に入っています。

就学前児童・母親 (n=761)			就学前児童・父親 (n=761)		
1	こどもの病気や体の成長に関すること	34.8%	こどもとの時間を十分にとれない	30.7%	
2	こどもの発達に関すること	33.1%	こどもの病気や体の成長に関すること	23.0%	
3	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	30.7%	こどもの発達に関すること	21.9%	
4	ひとりや夫婦だけになって、リフレッシュできる時間が持てない	29.6%	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	21.3%	
5	こどもの教育に関すること	28.4%	特になし	19.3%	
小学生児童・母親 (n=948)			小学生児童・父親 (n=948)		
1	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	38.7%	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	27.0%	
2	こどもの教育に関すること	31.6%	こどもとの時間を十分にとれない	26.3%	
3	友達付き合い（いじめ、友だちの人数など）に関すること	31.2%	こどもの教育に関すること	20.6%	
4	こどもの病気や体の成長に関すること	25.0%	特になし	19.0%	
5	こどもの発達に関すること	23.9%	こどもの発達に関すること	15.6%	

行政に望む子育て支援（子育て家庭の就労環境）<複数回答>

子育て家庭の就労環境について、行政に望む子育て支援は、就学前児童、小学生児童ともに「事業所における子育ての理解促進の啓発」が最も高く、それぞれ42.7%、44.5%となっています。

就学前児童 (n=761)			小学生児童 (n=948)		
1	事業所における子育ての理解促進の啓発	42.7%	事業所における子育ての理解促進の啓発	44.5%	
2	出産後の就労支援の充実	29.6%	出産後の就労支援の充実	17.3%	
3	育児休業の取得援助	29.7%	育児休業の取得援助	15.9%	

行政に望む子育て支援（子育ての経済的負担）<複数回答・上位5位>

子育ての経済的負担について行政に望む子育て支援は、就学前児童、小学生児童いずれも「保育料・教育費の軽減」が1位、「高等教育への修学支援の充実」が2位となっています。

就学前児童 (n=761)			小学生児童 (n=948)		
1	保育料・教育費の軽減	72.9%	保育料・教育費の軽減	60.8%	
2	高等教育への修学支援の充実	41.3%	高等教育への修学支援の充実	55.0%	
3	妊娠・出産にかかる経済的援助	39.8%	こどもの医療費助成の拡充	29.0%	
4	多子世帯への支援制度の充実	28.8%	多子世帯への支援制度の充実	23.4%	
5	こどもの医療費助成の拡充	23.8%	妊娠・出産にかかる経済的援助	16.2%	

第2章 こども・若者を取り巻く環境

行政に望む子育て支援（幼稚園・保育園・こども園・その他認可外施設に関すること） ＜複数回答・上位5位＞

幼稚園・保育園・こども園・その他認可外施設に関する行政に望む子育て支援は、「保育園・こども園などの保育施設の入園枠の拡大」が40.7%と最も高く、次いで「保育園・こども園の一時預かり事業の拡充」が31.8%となっています。

就学前児童（n=761）		
1	保育園・こども園などの保育施設の入園枠の拡大	40.7%
2	保育園・こども園の一時預かり事業の充実	31.8%
3	病児・病後児保育サービスの充実	25.9%
4	保育の質の向上	25.5%
5	幼稚園の預かり保育の充実	23.7%

行政に望む子育て支援（小学校等に関すること）＜複数回答・上位5位＞

小学校等に関する行政に望む子育て支援は、「教職員の増員・質の向上」が46.6%と最も高く、次いで「いじめの防止・対策」が36.4%となっています。

小学生児童（n=948）		
1	教職員の増員・質の向上	46.6%
2	いじめの防止・対策	36.4%
3	放課後児童クラブ（学童）の充実	32.8%
4	給食の充実	25.2%
5	不登校児の支援	22.0%

行政に望む子育て支援（その他の子育て支援サービス）＜複数回答・上位5位＞

その他の子育て支援サービスについて行政に望む子育て支援は、就学前児童で「子育て支援情報の充実」が32.2%と最も高く、次いで「健診・予防接種等保健サービスの充実」が23.8%となっています。小学生児童で「学校外の体験・学びの場の提供・活動支援」が43.5%と最も高く、次いで「健診・予防接種等保健サービスの充実」が23.2%となっています。

就学前児童（n=761）			小学生児童（n=948）	
1	子育て支援情報の充実	32.2%	学校外の体験・学びの場の提供・活動支援	43.5%
2	健診・予防接種等保健サービスの充実	23.8%	健診・予防接種等保健サービスの充実	23.2%
3	発達障がい又はその可能性のあるこどもへの支援の充実	19.8%	子育て支援情報の充実	22.5%
4	働いていない保護者のいる家庭への支援の充実	19.7%	児童の虐待対応・相談の拡充	9.6%
5	ベビーシッターや産前産後家事代行事業の充実	16.3%	働いていない保護者のいる家庭への支援の充実	9.3%

※「ベビーシッターや産前産後家事代行事業の充実」は就学前児童のみの選択肢、「学校外の体験・学びの場の提供・活動支援」は小学生児童のみの選択肢。

行政に望む子育て支援（子育て環境）＜複数回答・上位5位＞

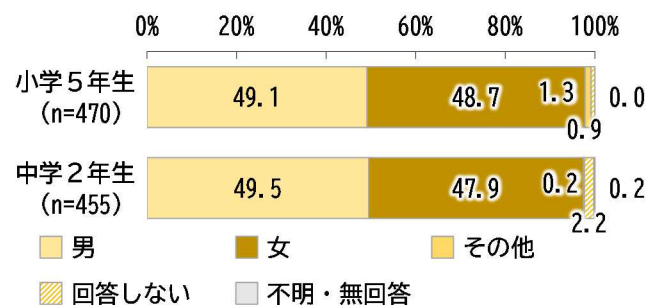
子育て環境について行政に望む子育て支援は、就学前児童、小学生児童で「児童公園等こどもの遊び場の充実」がそれぞれ61.8%、54.5%と最も高くなっています。なお、いずれも2位が「小児科等医療機関の充実（医療機関数、夜間診療体制など）」、3位が「市内で出産できる産科等の誘致」となっています。

就学前児童（n=761）			小学生児童（n=948）		
1	児童公園等こどもの遊び場の充実	61.8%	児童公園等こどもの遊び場の充実	54.5%	
2	小児科等医療機関の充実 （医療機関数、夜間診療体制など）	53.9%	小児科等医療機関の充実 （医療機関数、夜間診療体制など）	53.7%	
3	市内で出産できる産科等の誘致	48.4%	市内で出産できる産科等の誘致	36.0%	
4	子育て支援施設の拡充	34.3%	公共交通機関の充実	27.3%	
5	子育てに対する地域社会の理解の向上	23.4%	子育て支援施設の拡充	25.6%	

（3）小学5年生・中学2年生調査、若者調査結果

回答者の学年・性別＜各単数回答＞※小中学生

回答者の性別は、小学5年生で「男」が49.1%、「女」が48.7%となっています。中学2年生は「男」が49.5%、「女」が47.9%となっています。



回答者の年齢＜数量回答＞・性別＜単数回答＞※若者（15～34歳）

令和5年4月1日現在の回答者の年齢は、「30～34歳」が41.4%と最も高く、次いで「25～29歳」が30.7%となっています。

回答者の性別は、「男」が39.3%、「女」が57.1%となっています。



第2章 こども・若者を取り巻く環境

自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所<複数回答・上位5位>

自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所は、小学5年生、中学2年生ともに「自宅の自分の部屋」が最も高く、それぞれ68.9%、87.0%となっています。次いで「自宅の自分の部屋以外」がそれぞれ48.9%、44.6%となっています。なお、「そういう場所は特にない」は小学5年生で2.8%、中学2年生で0.4%となっています。若者は、「自宅の自分の部屋」が78.6%と最も高く、次いで「自宅の自分の部屋以外」が43.6%となっています。なお、「そういう場所は特にない」は2.1%となっています。

「自宅の自分の部屋」「自宅の自分の部屋以外」「好きな芸能人やアニメなどの「推し」に関わっている時間」「インターネットを通じたゲームやSNS、動画サイト、メタバースなどのネット世界」は、小学5年生・中学2年生、若者のいずれも上位5位に入っています。

小学5年生 (n=470)		
1	自宅の自分の部屋	68.9%
2	自宅の自分の部屋以外	48.9%
3	好きな芸能人やアニメなどの「推し」に関わっている時間	37.4%
4	祖父母や親せきの家	33.6%
5	インターネットを通じたゲームやSNS、動画サイト、メタバースなどのネット世界	32.1%
中学2年生 (n=455)		
1	自宅の自分の部屋	87.0%
2	自宅の自分の部屋以外	44.6%
3	好きな芸能人やアニメなどの「推し」に関わっている時間	35.2%
4	インターネットを通じたゲームやSNS、動画サイト、メタバースなどのネット世界	30.1%
5	学校の部活動	25.5%
若者 (n=140)		
1	自宅の自分の部屋	78.6%
2	自宅の自分の部屋以外	43.6%
3	ショッピングセンターやファーストフードなどのお店	19.3%
4	好きな芸能人やアニメなどの「推し」に関わっている時間	15.7%
5	祖父母や親せきの家／公園などの屋外／インターネットを通じたゲームやSNS、動画サイト、メタバースなどのネット世界	各 12.9%

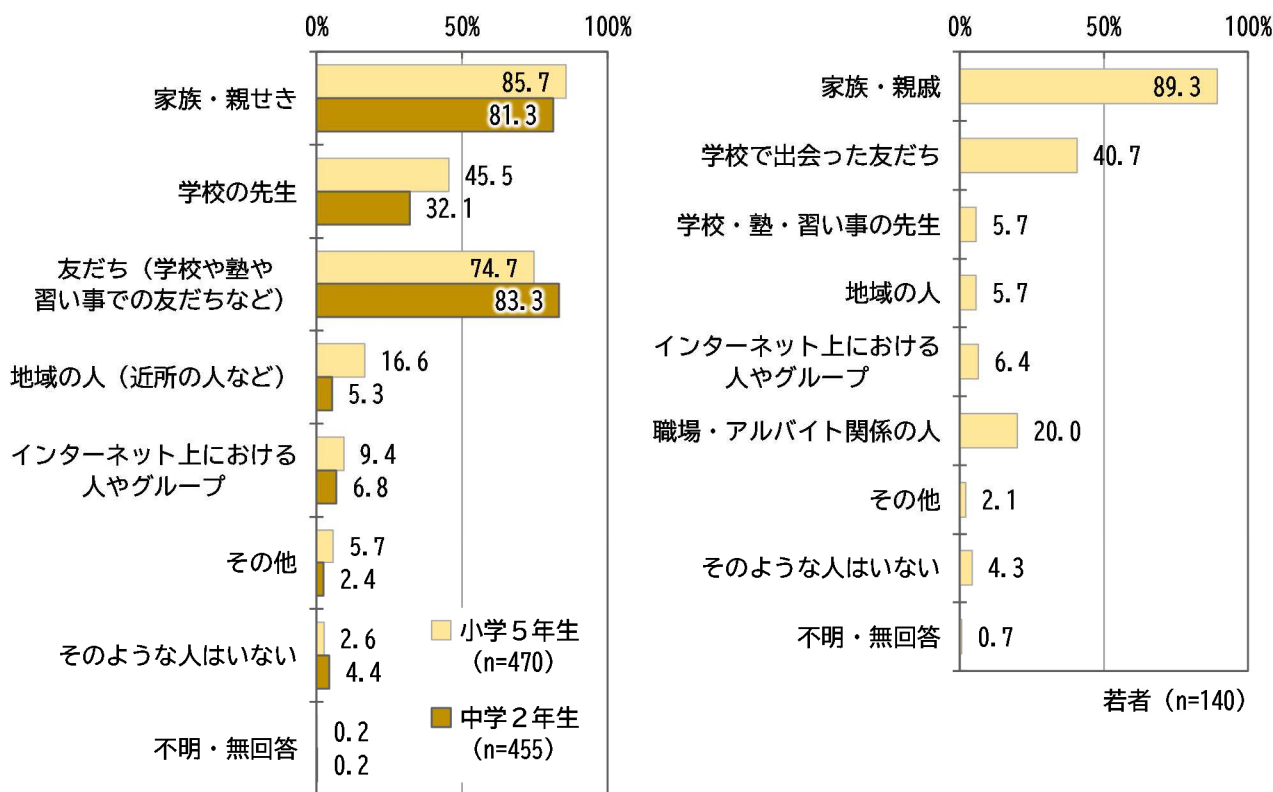
現在、悩んでいることや不安に感じていること<複数回答>

現在、悩んでいることや不安に感じていることは、小学5年生で「将来のこと」が35.1%と最も高く、次いで「勉強や進学のこと」が34.7%となっています。中学2年生は、「勉強や進学のこと」が69.2%と最も高く、次いで「将来のこと」が41.8%となっています。若者は、「お金のこと」が57.1%と最も高く、次いで「将来のこと」が47.9%となっています。いずれも、「将来のこと」が上位となっています。

小学5年生 (n=470)		
1	将来のこと	35.1%
2	勉強や進学のこと	34.7%
3	特に悩みや不安はない	32.3%
4	自分の性格のこと	27.9%
5	友だち関係のこと	27.4%
中学2年生 (n=455)		
1	勉強や進学のこと	69.2%
2	将来のこと	41.8%
3	特に悩みや不安はない	20.2%
4	友だち関係のこと	19.3%
5	自分の性格のこと	18.7%
若者 (n=140)		
1	お金のこと	57.1%
2	将来のこと	47.9%
3	仕事や就職のこと	46.4%
4	恋愛や結婚のこと	27.1%
5	自分の健康のこと	23.6%

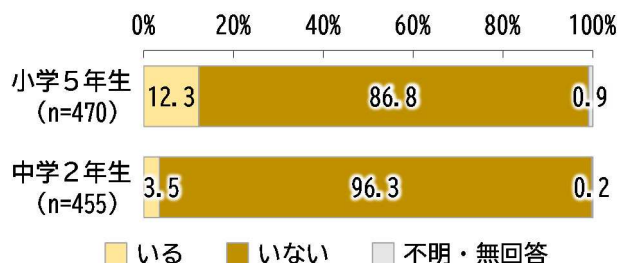
困っているときに助けてくれる人<複数回答>

困っているときに助けてくれる人は、小学5年生で「家族・親戚」が85.7%と最も高く、次いで「友だち（学校や塾や習い事での友だちなど）」が74.7%となっています。中学2年生は、「友だち（学校や塾や習い事での友だちなど）」が83.3%と最も高く、次いで「家族・親戚」が81.3%となっています。若者は、「家族・親戚」が89.3%と最も高く、次いで「学校で出会った友だち」が40.7%となっています。なお、「そのような人はいない」は、小学5年生で2.6%、中学2年生で4.4%、若者で4.3%となっています。



家族の中にお世話※をしている人の有無<単数回答>※小中学生

家族の中にお世話をしている人の有無は、小学5年生で「いる」が12.3%、「いない」が86.8%となっています。中学2年生は「いる」が3.5%、「いない」が96.3%となっています。

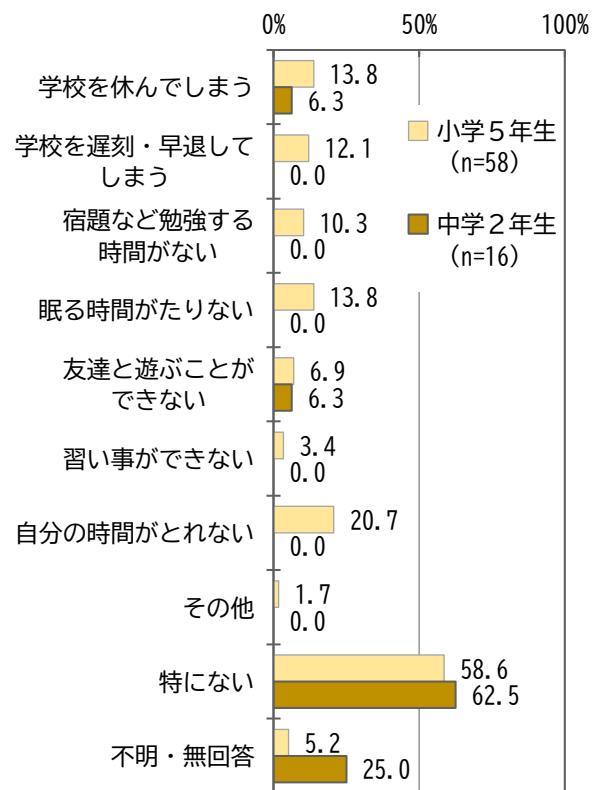


※本調査においての「お世話」とは、本来大人がする家事や、家族が生活するための世話をすることです。手伝いや兄弟の遊び相手をするとは含まれないものとして調査しました。具体的には、食事の準備や掃除、洗濯などの家事、きょうだいの世話や送迎、入浴やトイレのお世話など家族の介護、通院などへのつきそい、日本語や手話の通訳などです。

第2章 こども・若者を取り巻く環境

家族の中に世話をしている人がある方が、世話をしている中で経験したこと<複数回答>※小中学生

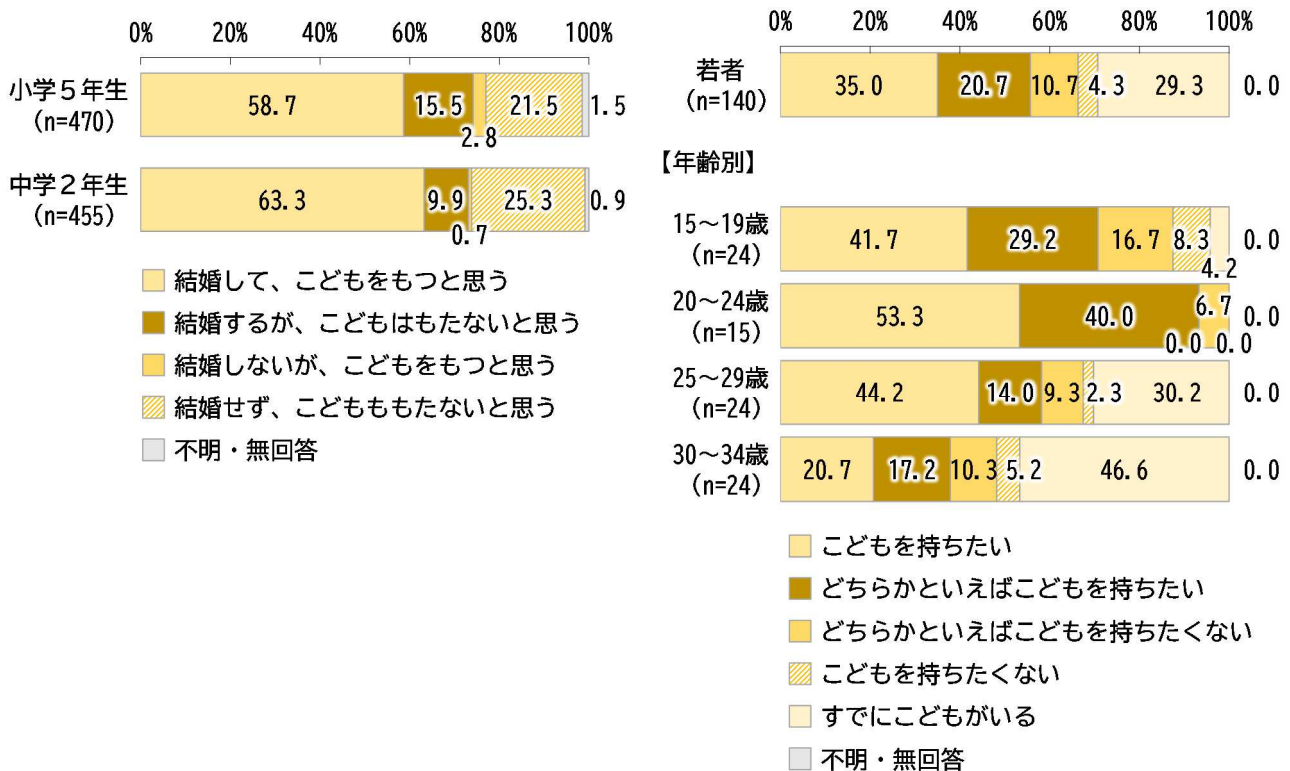
家族の中に世話をしている人がある方が世話をしている中で経験したことは、小学5年生、中学2年生ともに最も多い「特にない」(58.6%、62.5%)を除くと、小学5年生で「自分の時間がとれない」が20.7%、中学2年生で「学校を休んでしまう」「友達と遊ぶことができない」がそれぞれ6.3%となっています。



将来、結婚してこどもをもつと思うか<単数回答>

将来、結婚してこどもをもつと思うかは、小学5年生、中学2年生ともに「結婚して、こどもをもつと思う」が最も高く、それぞれ58.7%、63.3%となっています。次いで「結婚せず、こどもももたないと思う」がそれぞれ21.5%、25.3%となっています。

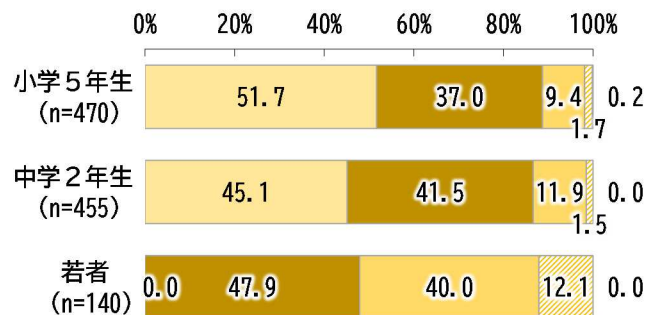
若者は、『こどもを持ちたい』（「こどもを持ちたい」と「どちらかといえばこどもを持ちたい」の合算）が55.7%、『こどもを持ちたくない』（「どちらかといえばこどもを持ちたくない」と「こどもを持ちたくない」の合算）が15.0%、「すでにこどもがいる」が29.3%となっています。年齢別でみると、20～24歳で『こどもを持ちたい』が93.3%と、他の年代と比較して高くなっています。



第2章 こども・若者を取り巻く環境

普段の暮らしの中で、こどもの意見を聞いてもらえていると思うか<単数回答>※小中学生

普段の暮らしの中で、こどもの意見を聞いてもらえていると思うかは、小学5年生で『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が88.7%、『聞いてもらえていないと思う』（「あまり聞いてもらえていないと思う」と「まったく聞いてもらえていないと思う」の合算）が11.1%となっています。中学2年生は『聞いてもらえていると思う』が86.6%、『聞いてもらえていないと思う』が13.4%となっています。



- 聞いてもらえていると思う
- どちらかといえば聞いてもらえていると思う
- あまり聞いてもらえていないと思う
- まったく聞いてもらえていないと思う
- 不明・無回答

湖西市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか<単数回答>※若者(15～34歳)

湖西市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』が47.9%、『聞いてもらえていないと思う』が52.1%となっています。

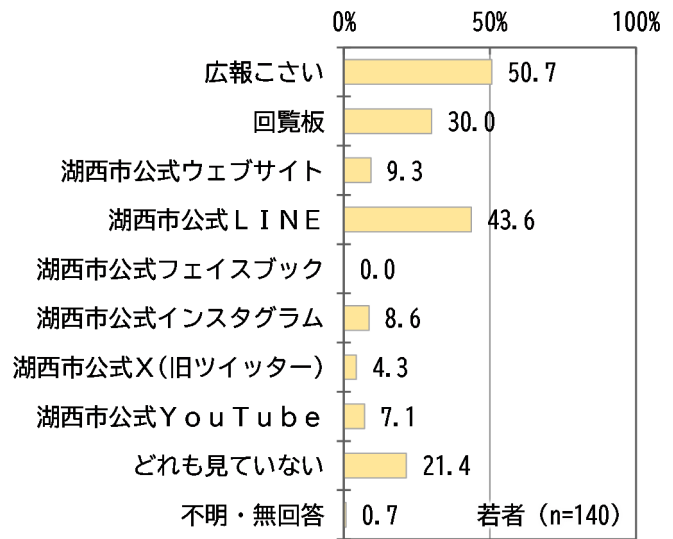
若者のために、これから湖西市に必要なと思う取組<複数回答・上位5位>※若者(15～34歳)

若者のために、これから湖西市に必要なと思う取組は、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が56.4%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が41.4%となっています。

若者 (n=140)		
1	お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する	56.4%
2	就職に向けた相談やサポート体制を充実させる	41.4%
3	技術や資格取得を支援する	27.1%
4	困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する	27.1%
5	こどもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす	23.6%

最近3カ月程度の間に見た、湖西市から発信される情報<複数回答>※若者(15～34歳)

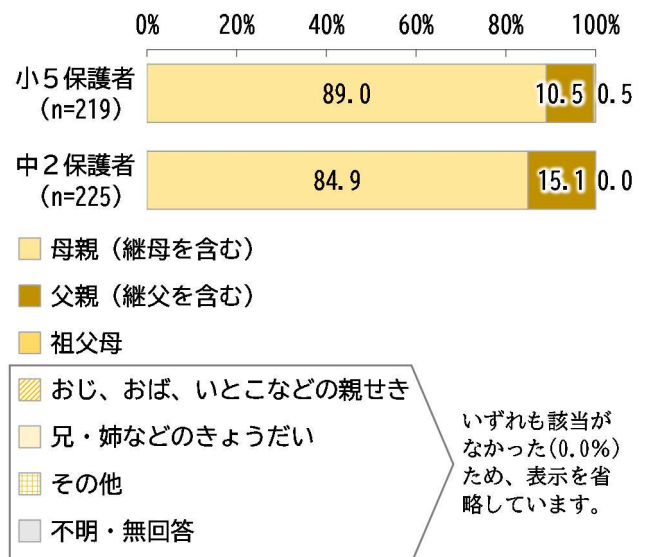
最近3カ月程度の間に見た、湖西市から発信される情報は、「広報こさい」が50.7%と最も高く、次いで「湖西市公式LINE」が43.6%となっています。なお、「どれも見ていない」が21.4%となっています。



(4) 小学5年生・中学2年生の保護者調査結果

こどもからみた回答者の続柄<単数回答>

こどもからみた回答者の続柄は、小5保護者、中2保護者ともに「母親(継母を含む)」が最も高く、それぞれ89.0%、84.9%となっています。次いで「父親(継父を含む)」がそれぞれ10.5%、15.1%となっています。



第2章 こども・若者を取り巻く環境

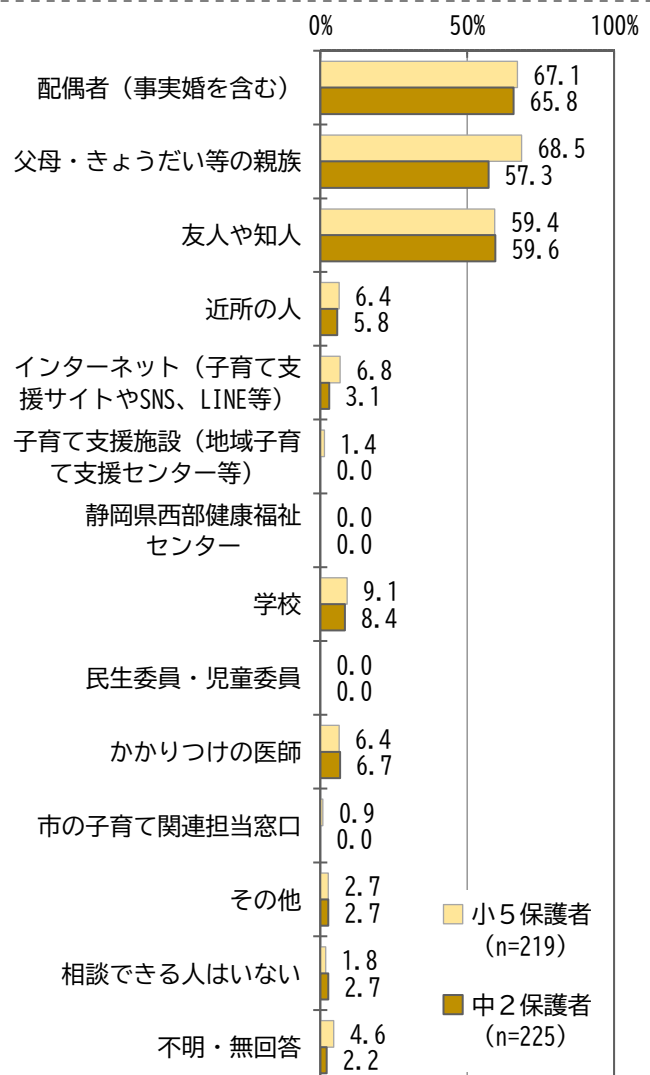
子育てについて、日ごろ悩んでいることや不安に思っていること<複数回答・上位5位>

母親が子育てについて、日ごろ悩んでいることや不安に思っていることは、小5保護者で「子育てにかかる費用が大きな負担になっている」が41.1%と最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」が38.4%となっています。中2保護者では「こどもの教育に関すること」が42.7%と最も高く、次いで「子育てにかかる費用が大きな負担になっている」40.9%となっています。上位4位は順位の変動はあるものの、小5中2の保護者で同様の内容となっています。

小5保護者・母親 (n=219)			中2保護者・母親 (n=225)	
1	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	41.1%	こどもの教育に関すること	42.7%
2	こどもの教育に関すること	38.4%	子育てにかかる費用が大きな負担になっている	40.9%
3	友達付き合い（いじめ、友達の人数など）に関すること	29.2%	友達付き合い（いじめ、友達の人数など）に関すること	23.1%
4	こどもの病気や体の成長に関すること	27.4%	こどもの病気や体の成長に関すること	20.0%
5	こどもの発達に関すること	22.8%	特になし	17.8%

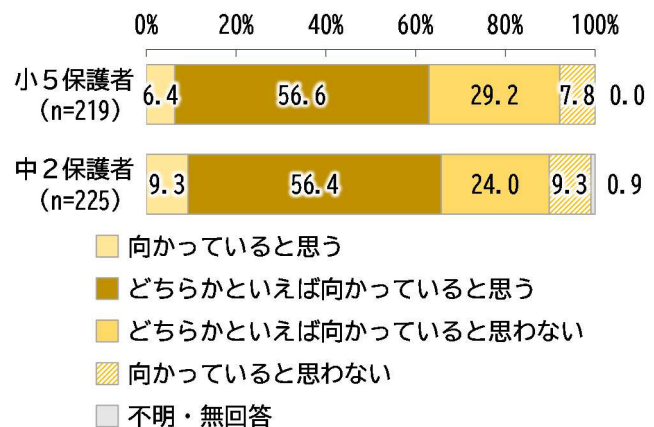
子育てに関する相談先<複数回答>

子育てに関する相談先は、小5保護者で「父母・きょうだい等の親族」が68.5%と最も高く、次いで「配偶者（事実婚を含む）」が67.1%となっています。中2保護者は「配偶者（事実婚を含む）」が65.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が59.6%となっています。なお、「相談できる人はいない」がそれぞれ1.8%、2.7%となっています。



湖西市において、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか<単数回答>

湖西市において、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うかは、小5保護者で『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が63.0%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が37.0%となっています。中2保護者では『向かっていると思う』が65.7%、『向かっていると思わない』が33.3%となっています。



(5) 湖西市アンケート調査結果からみえる課題

1 保護者の就労状況の変化による保育ニーズの変化

アンケート
ニーズ1

ニーズ調査では、前回調査と比較すると、父母ともに子育てを行っている方が増加しています。また、母親の就労している割合やパート・アルバイトで働いている母親でフルタイムへの転換を希望している方が増加しており、男女がともに育児も仕事も行う家庭が増えているといえます。

共働きで子育てを行う家庭の増加に伴い、保育園、こども園、幼稚園等の定期的な教育・保育事業の利用も増加しており、また、低学年の放課後児童クラブのニーズも高く、保護者のニーズに対応したサービスを提供する体制の強化が求められます。

2 行政や地域での子育て支援の充実

アンケート
ニーズ2

ニーズ調査では、子育ての不安や悩みについて、就学前児童保護者では、成長や発達に関する割合が高くなっており、関係機関と連携した相談支援が必要です。また、小学生児童保護者では、子育て費用に関する割合が高くなっており、経済的な支援が必要です。

行政支援として求められることでは、就労環境については事業所においての子育て理解促進の啓発、子育て環境としては医療機関等の充実の割合が高くなっています。子育ての不安や悩みを相談できる窓口・場所、医療を含めた支援体制の充実に加え、子育て支援に関してさらなる情報発信が求められています。また、当事者以外に対し子育てに対する理解を深めるための啓発を進める必要があります。

3 こども・若者の居場所の確保

小5中2調査、若者調査では、居場所と感じられる場所が室内やインターネット等が回答の上位を占めています。ニーズ調査では、行政に求める支援でこどもの遊び場の充実や体験・学びの場の提供でニーズが高くなっており、体験機会を含めた多様な居場所づくりが求められます。

4 こども・若者の教育機会の充実や将来に希望をもてる気運づくり

小5中2調査では、悩んでいることや不安を感じることは勉強・進学のことの割合が最も高く、また、若者調査でこれからの湖西市に必要な取組としても進学に関する金銭的な支援のニーズが高くなっています。ニーズ調査でも、高等教育への修学支援や教職員の増員・質の向上が求められており、教育に関する支援の充実が必要です。

若者調査では、『こどもをもちたくない』と答えた若者が15.0%となっており、小5中2調査でも『将来結婚せずこどもももたないと思う』と回答した人がいずれも約2割となっています。結婚やこどもをもつことに対して前向きにとらえられるような気運の醸成が必要です。

5 こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援の充実

本市では、外国籍市民、不登校のこども、ひとり親世帯等、特に支援が必要な世帯、こども・若者等が増加しています。小5中2調査、若者調査では、困っているときに助けてくれる人がいないこども、ヤングケアラーと思われるこどもも存在することがうかがえ、制度の狭間にある課題への支援の充実が重要です。

6 こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成

若者調査では、湖西市において意見を聞いてもらえているかどうかについては、『聞いてもらえないと思う』が約半数となっています。小5中2保護者調査では、湖西市において、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思わない人が約4割となっています。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」の実現を目指していくため、こどもの権利や意見を聞く機会の充実が重要です。

3 関係団体ヒアリング調査からみる現状

(1) 実施概要

湖西市内でこどもに関わる活動をする43の団体等を対象に、ヒアリング調査票を配付し、WEB回答・もしくは郵送で回収しました。

(2) 主な意見

1 こども・若者などの当事者意見を聞く機会について

団体
ニーズ1

- ・外国にルーツのあるこどもの意見も聞いてほしい
- ・小中学校の統廃合についてのアンケートの回答者は、当初保護者のみだったが、こどもにもアンケートをとるべきだった

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会について

団体
ニーズ2

- ・自然と関わる機会や、公園が少ない
- ・運動機会が減少しているため運動会や部活動などのイベントが必要
- ・こどもが遊べる施設やイベントが少なく、親子で参加できる体験の場が必要
- ・人と関わることの必要性を実感できるような場を増やしていくことが大切

3 保健・医療の提供について

団体
ニーズ3

- ・適切な養育環境にするために切れ目のない支援が必要
- ・発達に関することなど、相談できる専門機関が少ない
- ・子どもの支援に関連する施設や病院等を市内で整備することと、周辺の市町の協力を依頼するなど体制を整備してほしい

4 こどもの貧困について

団体
ニーズ4

- ・こども自身から貧困について発信はできないので実態がみえない
- ・家庭環境からの影響もあるため保護者への支援が重要

5 障がい児支援・医療的ケア児について

団体
ニーズ5

- ・こどもから大人になるまで継続的に支援できる体制や専門的な職員の配置、関係機関等との連携が必要
- ・専門的な支援ができる機関が必要
- ・保育園や幼稚園・学校と協力体制を築き、地域全体で保護者を含めて支援できるとよい
- ・通常学級の中でも支援を必要とする子どもが多数いるため、さらに支援員が必要
- ・親同士の交流グループなど、親が孤立しないようにするとよい
- ・発達障がいについて知る機会、学ぶ機会が増えるとうい

6 児童虐待やヤングケアラーについて

団体
ニーズ6

- ・保護者へしつけと虐待の違いの啓発をする必要がある
- ・見守りが必要な児童の家庭への支援が難しい
- ・こども自身がヤングケアラーにあたることをわかっていないため発見が難しい

7 こども・若者の自殺、犯罪被害、事故、災害などについて

団体
ニーズ7

- ・SNSの悪影響について、保護者を含めて啓発する必要がある

8 学校教育について

団体
ニーズ8

- ・今後ますます地域の支援が必要となるため、地域の重要性を認識してほしい
- ・（小学校の）部活動がなくなったため、地域のボランティアや企業の支援を受けられる環境を整備する必要がある
- ・障がいがあるこどもも通しやすい仕組みだとよい

9 いじめ、不登校について

団体
ニーズ9

- ・不登校児童生徒が増加傾向にあり、こどもや保護者は様々な悩みや不安を抱えているため相談窓口やサポートが必要
- ・不登校生徒の支援の場や居場所が少ない
- ・いじめに関する相談窓口の周知が必要
- ・不登校児の学習支援、進路相談
- ・保護者だけでなくこども自身が相談できる人がいてほしい

10 若者の結婚について

団体
ニーズ10

- ・若者の結婚を支援する取組が必要

11 在宅で子育てをする家庭に対する子育て支援情報や一時預かりサービスについて

団体
ニーズ11

- ・長期休暇期間等の預かりの場がさらに必要
- ・小学校3年生以上の児童の居場所がない
- ・支援員の人手確保や社会保障の充実

団体
ニーズ 12

⑫ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大について

- ・子育てに父母、祖父母などの多くの手が必要という認識が浸透していない

団体
ニーズ 13

⑬ ひとり親家庭への支援について

- ・支援が必要な家庭が声をあげられていないため、支援ができない
- ・ひとり親の家庭への放課後児童クラブの費用負担があるとよい
- ・親が仕事等の都合により支援事業に参加できていない

団体
ニーズ 14

⑭ 外国にルーツのあるこども・親への支援について

- ・外国にルーツのあるこどもの日本語教育、初期支援のさらなる強化が必要
- ・外国にルーツのあるこどもたちが増加しているため、日本語支援と、お互いの文化を認め合い、共生できる社会づくりが必要
- ・外国人親子も安心して参加できる交流スペースがあるとよい。通訳もいるとよい

⑮ その他

- ・支援する側の人材確保が必要
- ・困りごとや悩みを持っているこどもや保護者が気軽に相談できる場が多くあるとよい
- ・地域で支援が必要なこどもを見守れる仕組みがあるとよい
- ・元気高齢者の有償ボランティアなどで人材確保ができるのではないかな
- ・親同士の交流が少ないため、親子参加の場を企画してほしい
- ・放課後のこどもの居場所
- ・多胎児・多子世帯への経済的支援
- ・保育士、幼稚園教諭、放課後児童クラブ指導員等の学ぶ機会の充実
- ・利用しなくなった校舎の有効活用
- ・行政から団体への積極的な関わりがあるとよい
- ・様々なこどもが必要な相談をでき、支援を受けられることは、将来、不登校・非行・ひきこもり・不就労等を減少させることにつながるのではないかな

4 高校生との意見交換からみる現状

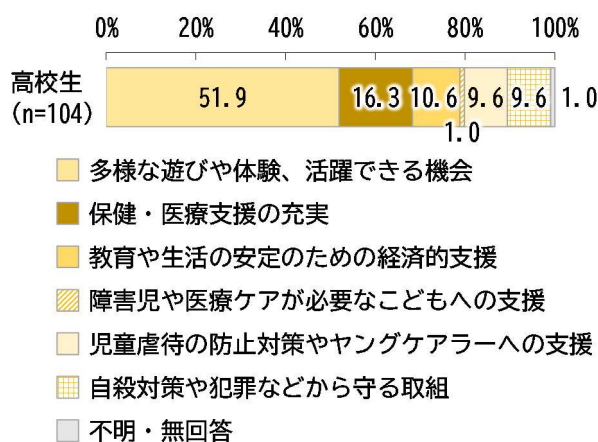
(1) 実施概要

県立新居高等学校の2年生 104 名を対象に意見交換を行い、WEB アンケート調査を実施しました。

(2) アンケート結果

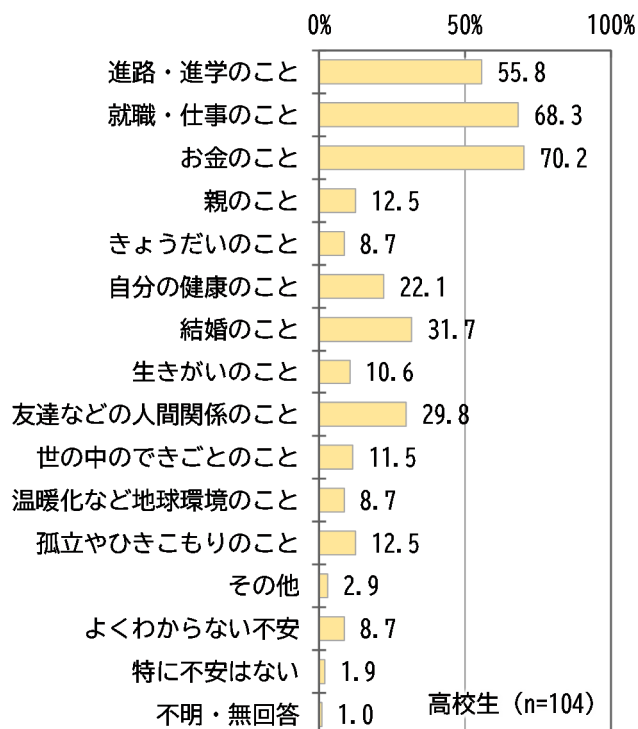
こどもにとって住みやすいまち <単数回答>

こどもにとって住みやすいまちに特に重要だと思うことについては、「多様な遊びや体験、活躍できる機会」が 51.9%と最も高く、次いで「保健・医療支援の充実」が 16.3%となっています。



将来に対しての不安 <複数回答>

将来に対して特に不安なことについては、「お金のこと」が 70.2%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」が 68.3%、「進路・進学のこと」が 55.8%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」において、「一人ひとりの笑顔があふれるKOSA I」を基本理念として掲げ、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

本計画においては、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

国のこども大綱における目指す社会の姿

こどもまんなか社会
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

静岡県こども計画の基本理念

すべてのこども・若者の“こえ”をまんなかに、
誰もが自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現

湖西市の基本理念

ずっとしあわせ♡こさい

ウェルビーイング

～こどもも、若者も、家族も、みんながWell-being～

こども・若者のビジョン

全てのこども・若者ひとりひとりが思う幸福な生活を実現し、
みらいへの希望を抱くことができる

子育て当事者のビジョン

親になることに夢や希望をもち、
子育てやこどもの成長に安心と喜びを感じることができる

Well-beingとは

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

2 計画の体系

国のこども大綱が示す重要事項ごとに以下の施策を推進します。

1 ライフステージを通した重要事項

重要事項	施策
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1 こどもの権利等の理解促進
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
	2 こどもまんなかまちづくり
	3 こども・若者が活躍できる機会づくり
	4 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	1 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等の充実
(4) こどもの貧困対策	1 こどもの貧困解消に向けた支援
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	1 障がいのあるこども・若者の自立と社会参加の促進支援
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1 児童虐待防止対策等の更なる強化
	2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	3 ヤングケアラーへの支援
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1 こども・若者の自殺対策
	2 こどもが安全に安心してインターネットを利用するための環境整備
	3 こども・若者の性犯罪・性暴力対策
	4 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
	5 非行防止と自立支援

2 ライフステージ別の重要事項

重要事項		施策
(1) こどもの 誕生前から幼児期 まで	1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期 までの切れ目ない保健・医療の確保	周産期医療体制の確保と母子保健事業の 推進
	2 こどもの誕生前から幼児期までの こどもの成長の保障と遊びの充実	幼児期までのこどもの育ちに係る教育・ 保育支援サービスの充実
(2) 学童期 ・思春期	1 こどもが安心して過ごし学ぶことの できる質の高い公教育の再生等	新しい時代に対応した教育の充実と安全・ 安心で学びを支える学校づくり
	2 居場所づくり	安全・安心な居場所の整備促進
	3 小児医療体制、心身の健康等につい ての情報提供やこころのケアの充実	こどもの心身の健康維持・増進
	4 成年年齢を迎える前に必要となる 知識に関する情報提供や教育	キャリア教育の推進
	5 いじめ防止	いじめ防止対策の強化
	6 不登校のこどもへの支援	不登校児童生徒への教育機会確保・相談 支援
	7 校則の見直し	校則への課題意識の醸成
	8 体罰や不適切な指導の防止	体罰や不適切な指導の防止
(3) 青年期	1 高等教育への支援	高等教育の負担軽減支援
	2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 のための取組	若者への就労支援
	3 結婚を希望する方への支援、結婚に 伴う新生活への支援	結婚・新生活支援
	4 悩みや不安を抱える若者やその家族 に対する相談体制の充実	若者への相談支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

重要事項	施策
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子育て世帯への経済的支援の充実
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	家庭での子育てに関する相談や支援の充実
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育 てへの主体的な参画促進・拡大	仕事と子育ての両立支援
(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の困難解消支援

第4章 施策の展開

■施策の展開のページの見方

第4章 施策の展開

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会を創っていく必要があります。
- 本市において令和5年度に実施した若者へのアンケート調査（以下、若者調査という）では、湖西市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思う人は約半数にとどまっており、こどもや若者にとって意見表明の機会が十分でないことがうかがえます。
- こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会の充実を図る必要があります。

施策1 こどもの権利等の理解促進

- こども基本法やこどもの権利に関する理解促進や、人権教育を推進します。

事業1 こども・若者へのこどもの権利等の啓発の推進

アンケート
ニーズ1

団体
ニーズ1

No.	取組	内容	担当課
001 新	こどもまんなか出前講座	こども基本法やこどもの権利に関する出前講座を新たにメニュー化し、こども基本法の理念の浸透を図ります。	こども政策課
002 新	みらいのこさい提案制度（こども版）	こどもにも主権があり、声をあげることで社会の変化に繋がることを体験するため、中学校単位で学校の生活環境改善のための提案（プレゼンテーション）をして認められた場合にそれを実現させます。	こども政策課
003	人権教室	こどもがいじめや人種差別等学び、自分も相手も大切にする市内幼・保・こども園、小・中・高で実施します。	

アンケート結果や関係団体調査の課題に対応した取組に示しています。

第2章 2 アンケート調査からみる状況のページ

1 保護者の就労状況の変化による保育ニーズの変化

アンケート
ニーズ1

ニーズ調査では、前回調査と比較すると、父母ともに子育てを行っている方が増加しています。また、母親の就労している割合やパート・アルバイトで働いている母親でフルタイムへの転換を希望している方が増加しており、男女がともに育児も仕事も行う家庭が増えているといえます。

共働きで子育てを行う家庭の増加に伴い、保育園、こども園、幼稚園等の定期的な教育・保育事業の利用も増加しており、また、低学年の放課後児童クラブのニーズも高く、保護者のニーズに対応したサービスを提供する体制の強化が求められます。

2 行政や地域での子育て支援の充実

アンケート
ニーズ2

ニーズ調査では、子育ての不安や悩みについて、就学前児童保護者では、成長や発達に関する割合が高くなっており、関係機関と連携した相談支援が必要です。また、小学生児童保護者では、子育て費用に関する割合が高くなっており、経済的な支援が必要です。

行政支援として求められることでは、就労環境については事業所においての子育て理解促進の啓発、子育て環境としては医療機関等の充実の割合が高くなっています。子育ての不安や悩みを相談できる窓口・場所、医療を含めた支援体制の充実に加え、子育て支援に関してさらなる情報発信が求められています。また、当事者以外に対し子育てに対する理解を深めるための啓発を進めることが必要です。

新規の取組は取組Noの欄に「新」マークで示しています。

施策に関連した現状と課題を示しています。

施策ごとの具体的な取組内容と担当課を示しています。

新規の取組は取組Noの欄に「新」マークで示しています。

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会を創っていく必要があります。
- 本市において令和5年度に実施した若者へのアンケート調査（以下、若者調査という）では、湖西市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思う人は約半数にとどまっており、こどもや若者にとって意見表明の機会が十分でないことがうかがえます。
- こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会の充実を図る必要があります。

施策1 こどもの権利等の理解促進

- こども基本法やこどもの権利に関する理解促進や、人権教育を推進します。

事業1 こども・若者へのこどもの権利等の啓発の推進

アンケート
ニーズ1

団体
ニーズ1

No.	取組	内容	担当課
001 	こどもまんなか出前講座	こども基本法やこどもの権利に関する出前講座を新たにメニュー化し、こども基本法の理念の浸透を図ります。	こども政策課
002 	みらいのこさい提案制度（こども版）	こどもにも主権があり、声をあげることで社会の変化に繋がることを実体験するため、中学校単位で学校の生活環境改善のための提案（プレゼンテーション）をして認められた場合にそれを実現させます。	こども政策課
003	人権教室	こどもがいじめや人種差別等の人権問題について学び、自分も相手も大切にする気持ちを養うため、市内幼・保・こども園、小・中学校で人権教室を実施します。	地域福祉課

第4章 施策の展開

事業2 大人へのこどもの権利等の啓発の推進

No.	取組	内容	担当課
004	人権啓発活動	人権に対する認知度及び意識向上のため、啓発品の配布を実施します。	地域福祉課
005	人権教室	こどもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、保護者を対象とした人権教室を実施します。	地域福祉課

事業3 こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成

No.	取組	内容	担当課
006	こどもまんなか出前講座【再掲】	こども基本法やこどもの権利に関する出前講座を新たにメニュー化し、こども基本法の理念の浸透を図ります。	こども政策課
007 	人権教育担当者研修会への参加	静岡県教育委員会が主催する研修に各校の人権教育担当者が参加し、人権教育とその指導方法について理解を深めます。また、自校の人権教育の充実と改善に向けた実践力を高めます。	学校教育課
008	人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画の作成	各校の実態に合わせ、人権教育の目標や方針を明確にすることで、学校全体の一貫性の確保や効果的な取組の実現を目指します。	学校教育課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が次世代を生き抜く力を身に付けていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進むなかで性別、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。
- 多様な体験機会、読書活動等はこども・若者の心を豊かにし、健やかな成長をもたらします。また、こどもが健やかに育つためには、子育てに優しい環境づくりも重要となります。
- 小5中2調査によれば、現在悩んでいることや不安に感じていることとして「将来のこと」と回答した人は小学5年生で35%、中学2年生で約40%、若者で約50%と、年齢が上がるにつれて増加しています。
- こども・若者が多様な価値観を認め合いながら、性別に関わりなく将来活躍していけるよう、様々な視点から未来につながる教育や、環境づくりを進めていくことが求められます。

施策1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- 様々な体験活動・遊びの機会、読書活動の充実に努めるとともに、場所の整備を推進します。

事業4 こどもの遊び場や交流機会の創出

団体
ニーズ2

No.	取組	内容	担当課
009	公園の管理・整備	樹木の維持管理、維持管理委託、遊具・トイレ・照明灯等の修繕・更新、芝生植生等を推進します。	土木課
010	新居関所史料館ワークショップ	社会教育と学校教育を連携させた取組（新居関所 DE 学習プラン）を実施します。また、企画展ごとに体験ワークショップを開催し、体験学習の機会を提供します。	文化観光課
011	わくわく子ども教室	放課後を安全・安心に過ごし各種体験活動を提供できるよう、わくわく子ども教室を市内小学校全校で実施します。また、放課後児童クラブと連携型の実施により、事業の充実に努めます。	スポーツ・生涯学習課

第4章 施策の展開

事業5 こどもの読書活動の充実

No.	取組	内容	担当課
012	ブックスタート事業	6か月児とその保護者を対象に、絵本を介して親子でふれあうことの大切さを伝え、継続して本と親しめるよう働きかけます。	図書館
013	おはなし会等のイベント開催	定例的なおはなし会や季節に合わせたイベントを開催し、子どもたちが図書館に来館する機会をつくり、読書への関心を高めます。	図書館
014	学校図書館支援	学校司書が市内小中学校を訪問し、学校図書館の支援を行います。団体貸出を実施し、授業支援や読書環境の充実を図ります。	図書館

施策2 こどもまんなかまちづくり

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化します。

事業6 こどものための生活空間形成

No.	取組	内容	担当課
015	通学路の安全点検	毎年度、通学路の安全点検を実施し、その結果を教育委員会、道路管理者、湖西警察署、危機管理課等の関係機関により共有し、危険箇所等の対策について協議を行う通学路点検情報共有会を開催します。	学校教育課
016 新	湖西市新庁舎の子育て応援設備整備	湖西市新庁舎に授乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどの子育て応援設備を整備します。	資産経営課
017	道の駅潮見坂の子育て応援環境整備	道の駅に授乳室や優先駐車スペースなどの子育て応援設備を整備します。	文化観光課

事業7 子育てにやさしい住まいの拡充

No.	取組	内容	担当課
018	民間宅地開発事業者及び民間宅地開発事業者へ土地を提供した者への奨励金	土地提供者や宅地開発事業者へ奨励金を支給し、まちなかにある未利用地を活用して宅地の増加を促進し、子育て世代定住のきっかけをつくります。	都市計画課
019	賃貸物件供給者への奨励金	子育て世帯向けの賃貸住宅建築を奨励するため、賃貸住宅の所有者に対しての奨励金を創設します。	都市計画課
020	市営住宅の供給	子育て世帯の住宅確保要配慮者に対して、住宅確保の環境を整備します。	建築住宅課

施策3 こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども、若者一人ひとりが長所を伸ばし、社会で活躍ができるよう、様々な教育環境の整備を行います。

事業8 国際交流や多文化共生の推進

No.	取組	内容	担当課
021	A L Tの配置	「生きた英語教育」を推進するためにA L T (Assistant Language Teacher、外国語指導助手)を配置し、外国語によるコミュニケーション能力を育成するとともに異文化や多様な価値観への理解を図ります。	学校教育課
022	道徳教育の推進	道徳教育を通じ、相互理解の促進を図ります。また、静岡県教育委員会主催の「道徳教育研修会」への参加等を通じて、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課

事業9 持続可能な未来の社会の創り手を育む教育の充実

No.	取組	内容	担当課
023	湖西少年少女発明クラブ	ものづくりを通して考える力・工夫する力を養い、創造力豊かなこどもたちを育成するため、企業とともに財政的な支援を行います。	スポーツ・生涯学習課

事業10 外国にルーツのあるこどもへの支援

アンケート
ニーズ5団体
ニーズ5

No.	取組	内容	担当課
024	プレスクール事業	編入する外国にルーツのあるこどもに対するプレスクール事業を実施し、日本語の習得を支援しながら日本の学校生活や文化について学ぶ機会を提供します。	市民課 学校教育課
025	外国にルーツのあるこどもに対する支援体制の充実	編入する児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談、保護者への支援を行う指導員や通訳員を派遣します。音声翻訳機（ポケトーク）を学校へ貸し出し、学校生活への適応を支援します。	学校教育課
026	日本語の学習支援	こどもの日本語教室を開催し外国にルーツのあるこどもが日本語を学べる機会を提供します。	市民課

第4章 施策の展開

施策4 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ※の解消

- こども・若者が、性別にかかわらず様々な可能性を広げていけるよう、男女平等や性の多様性に関する理解を深めるための教育を推進します。

事業11 男女平等の理念推進のための教育・学習の充実

No.	取組	内容	担当課
027	人権教室	人権擁護委員による人権教室を実施し、男女共同参画を含めて人権に関わる事例を幅広く扱い、人権尊重に対する児童生徒の意識向上を図ります。	学校教育課
028	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女平等や性に対する意識の教育など、男女共同参画の視点に立った教育をライフステージに合わせて実施します。	市民課 学校教育課

事業12 性的指向やジェンダーアイデンティティ※の理解促進

No.	取組	内容	担当課
029	性の多様性などに関する啓発の実施、情報や学びの場の提供	ウェブなどを用いて市民が性の多様性に関する理解を深める情報発信を行います。	市民課
030	性の多様性などに寄り添った取組の推進	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※などをはじめとする制度や行政サービスを拡充するなど、性の多様性などに寄り添った取組を行います。	市民課

※ ジェンダーギャップ

「ジェンダー」とは、社会的・文化的に形成された性別のこと。「ジェンダーギャップ」とは、男女の性差によって生じる格差のことを指す。

※ ジェンダーアイデンティティ

性自認のこと。自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

※ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを市に宣誓した二人に対し、その宣誓書を受領したことを証明する制度。また、パートナーシップにある双方又はいずれか一方のこどもや親と、家族として協力し合う関係を、ファミリーシップとして宣誓することで、受領証等へ家族の氏名や生年月日を記載することもできる。

事業 13 教職員への男女共同参画研修の実施

No.	取組	内容	担当課
031	研修プログラムや教材及び指導の手引きの紹介	文部科学省より提供された、男女共同参画を推進するための教員向けの研修プログラムや、小・中学生を対象にした教材及び指導の手引き等を各校に配布し、周知啓発を推進します。	学校教育課

事業 14 女子中高生の理工系分野への興味・関心喚起

No.	取組	内容	担当課
032	市内各企業との連携	市内各企業と連携し、ものづくりへの興味・関心を高めるための活動を実施します。	学校教育課

事業 15 固定的な性別役割分担意識の解消

No.	取組	内容	担当課
033 	講演会や講座などによる意識づくり	市民があらゆる場面での男女共同参画に対する意識を持てるよう、男女共同参画週間での講演会の実施や定期的なセミナーを開催します。	市民課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

- 不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などに関する適切な支援を実施するためには、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を広め、栄養管理を含む健康管理を促す「プレコンセプションケア※」の取組を推進することが重要です。
- また、家庭生活に困難を抱える妊婦などが適切な支援につながるよう妊娠から産後に至るまでの切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

施策1 プレコンセプションケアを含む成育医療※等に関する相談支援等の充実

- 妊娠期から産後にかけて、切れ目のない支援を行います。

事業16 性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦への切れ目のない支援

団体
ニーズ3

No.	取組	内容	担当課
034	妊娠・出産に向けての相談・講座	母子健康手帳の交付時に妊婦に対して健康相談を行います。また妊娠中期の妊婦に対してアンケートを実施して妊娠期の心配ごとを把握するとともに、妊娠期パパママ講座で出産に向けての講話を行います。	こども未来課
035	産後の健康管理	乳児全戸訪問で産後の母体の健康状態や生活環境を把握し助言等を行います。	こども未来課
036	こどもや若年女性への健康教育	こどもや若年女性に向け、プレコンセプションケアを視野に入れた健康教育を実施します。	健康増進課

※ プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠のための健康管理を行うよう促す取り組み。

※ 成育医療

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的にとらえて適切に対処する医療及び保険並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等にかかるサービス等。

(4) こどもの貧困対策

現状と課題

- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。
- しかし、こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、貧困の状態にある家庭やこどもへ必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要があります。
- こどもが健やかに成長するためには、幼児期からの安定した良好な環境が必要です。家庭の経済状況は、こどもの心身の成長に大きな影響を与えるため、保護者の安定した就労は、こどもにとっても重要な要素です。近年はひとり親家庭も増加傾向にあり、特に母子家庭ではより世帯収入が少ないことで貧困につながる可能性があります。
- こどもが安心して成長できるよう、居場所づくりや保護者の就労支援、経済的支援など、生活の安定に資するための支援を充実し、多面的に実施していく必要があります。

団体
ニーズ4

施策1 こどもの貧困解消に向けた支援

- 経済的支援や相談支援体制の強化により、保護者を含めた支援を推進します。

事業17 学校や地域の関係機関の連携による支援の推進

No.	取組	内容	担当課
037	スクールソーシャルワーカー※の力量向上	スクールソーシャルワーカーが、静岡県教育委員会が主催する研修会に積極的に参加し、力量向上に努めます。	学校教育課
038 新	こども・若者支援地域協議会の設置	こども・若者支援地域協議会の設置について検討します。	こども政策課
039	要保護児童対策地域協議会の実施	要保護・要支援児童及び特定妊婦の早期発見、保護及び適切な支援を図ることを目的として、関係機関のネットワークを構築します。	こども未来課

事業18 生活の安定に資するための相談支援等の推進

No.	取組	内容	担当課
040	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、就労支援等の包括的な支援を行い、早期の経済的自立を図ります。	地域福祉課

※ スクールソーシャルワーカー

教育機関において、児童生徒などが抱える悩みに対し、主に該当児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、福祉的な支援方法を用いて解決を図る専門家のこと。教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ者であることが多い。

第4章 施策の展開

No.	取組	内容	担当課
041	ひとり親相談	貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者への対策について検討するとともに、ひとり親家庭に対する支援制度について相談支援を実施します。	こども政策課

事業 19 保護者の就労や経済支援の推進

No.	取組	内容	担当課
042	女性の再就職支援事業	働く場所や時間に制約がある方の働く選択肢を増やすことを目的に、在宅ワークのスキルアップセミナーを開催し、在宅ワーカーに必要な基礎的知識やスキルの習得機会を提供します。	産業振興課
043	自立支援教育訓練給付金	一定条件を満たしたひとり親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども政策課
044	高等職業訓練促進給付金	一定条件を満たしたひとり親が資格取得のための養成機関に修業する場合に給付金を支給します。	こども政策課
045	交通遺児等福祉手当	交通事故によって遺児などになった児童等の健全な育成と福祉の増進を図るため、遺児等を扶養している人に手当を支給します。	こども政策課

事業 20 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減

No.	取組	内容	担当課
046	就学援助	経済的な理由によって就学困難と認められる湖西市立の小中学校に在籍中の児童生徒保護者に対して、学用品、給食費などの就学に対する経費の一部を市が援助し、経済的な負担を軽減します。	教育総務課
047	多子世帯修学費用支援金	第3子以降の子が対象の中学・高校等に入学する際の修学費用を支援します。	こども政策課
048	ひとり親家庭就学支援事業費助成金	ひとり親家庭のうち、一定要件を満たす人が購入するランドセルの費用を申請に基づいて助成します。	こども政策課
049	村田光雄奨学金	母子家庭のこどもが高校等に通学している世帯に奨学金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

事業 21 こどもの貧困に対する社会の理解促進

No.	取組	内容	担当課
050 	こどもの貧困実態調査	市内で生じているこどもの貧困問題の実情を調査・分析し、市の現状把握に努めます。	こども政策課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる社会のためには、地域における障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めることが重要です。
- 本市では、発達・成長段階に応じた支援や相談体制の整備、インクルーシブ教育※等、障がいのあるこどもへの支援体制の充実に努めています。
- 関係団体のヒアリングシート調査によると、継続的な支援のため体制整備や、保育・教育機関との連携や保護者への支援等を求める意見があがっています。
- 障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容の推進のために、地域で安全・安心に過ごすための環境整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備が必要です。

団体
ニーズ3

施策1 障がいのあるこども・若者の自立と社会参加の促進支援

- 障がいのあるこども・若者への理解促進を図るとともに、地域で自立した生活を送れるよう支援を充実させます。また、保護者やきょうだいへの介護の負担軽減や、交流の場等の充実を図ります。

事業22 障がい者理解の促進と地域生活の基盤整備

No.	取組	内容	担当課
051	自立支援給付	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるために必要な、福祉サービス及び医療に係る給付を行います。	地域福祉課
052	地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、障がいのあるこどもが、自立した日常生活・社会生活を営むことができるために必要な、福祉サービスに係る給付を行います。	地域福祉課
053	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。	地域福祉課
054	特別児童扶養手当・障害児福祉手当	精神又は身体に障がいのある児童について、その保護者に特別児童扶養手当を、精神又は身体に重度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給します。	地域福祉課

※ インクルーシブ教育

障がいや病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といった様々な違いや課題を超えて、全てのこどもたちが同じ環境で一緒に学ぶ考え方。

第4章 施策の展開

No.	取組	内容	担当課
055	障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにおいて、障がいのあるこども、その保護者又は障がいのあるこどもの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	地域福祉課
056	地域活動支援センターI型事業	創作活動及び生産活動の機会を提供するとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。	地域福祉課
057	障害福祉団体への補助金	障がいのある人等の福祉の向上を目的とする活動を行う団体に対し、障害者団体活動事業費補助金を交付します。	地域福祉課
058	障がい児保育の整備	関係機関と連絡を密にし、支援に努めます。また、継続して相談・支援が受けられるよう、他機関との連携を維持します。	幼児教育課
059	福祉制度の周知と利用促進	障害福祉のしおりを改定・充実します。	地域福祉課
060	児童発達支援センターの設置	基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援センターを設置します。	地域福祉課
061	親子ふれあい教室	発達に課題があるこどもとその保護者を対象に親子遊びや課題遊び、学習会などを実施します。	こども未来課
062	発達相談（支援者向け）	市内各園の保育士等を対象に、保育士・保健師・心理士によるこどもの見立てや支援に関する相談を実施します。	こども未来課
063	インクルーシブ教育	障がいのある、発達に遅れのある児童が差別的な扱いを受けないよう人権教育の現場を支援します。	地域福祉課
064 	学習・進路に関する相談・指導体制の整備	園訪問等により、適正な学習指導を実施するとともに、一人ひとりに合った進路が選択できるよう、関係機関との連携強化と指導を充実します。	地域福祉課

事業 23 専門的支援が必要なこども・若者などへの支援・連携体制の強化

No.	事取組	内容	担当課
065	医療的ケア児保育	公立こども園1園をモデルに指定し、施設・備品の整備、関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児を保育するための体制を整備します。	幼児教育課
066	障がいのあるこどもの家族への支援	障がいのあるこどもやその家族同士の交流の場の充実を図ります。	地域福祉課
067	難病患者への支援	難病患者が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。	地域福祉課
068	就園前までの個別支援	支援が必要な乳幼児に対して訪問等個別の相談を実施します。	こども未来課

事業 24 保護者やきょうだいへの支援の充実

No.	取組	内容	担当課
069	子育て支援相談事業	子育て相談日や随時の相談を通して、子育て家庭の育児不安等の相談、子育て情報の発信、就学に向けた相談などに応じ、不安の解消に努めます。	幼児教育課
070	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	地域福祉課
071	就学相談	園や学校、関係課と連携し、面談や電話で保護者の就学相談を実施します。	学校教育課
072	家庭児童相談事業	障がい特性を抱える児童の保護者・きょうだいからの相談に応じ、関係機関と連携したサポートを行います。	こども未来課
073	発達相談(保護者向け)	概ね2歳から就学前までのこどもの保護者を対象に、保育士・保健師・心理士による発達相談を実施します。	こども未来課

事業 25 学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現

No.	取組	内容	担当課
074	通常の学級と特別支援学級との交流	通常の学級在席児童生徒と特別支援学級在席の児童生徒との交流を、該当児童生徒の実態に合わせて実施します。	地域福祉課 学校教育課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

現状と課題

- 児童虐待は、全国的にも増加傾向にあり令和4年度では過去最多となっています。本市においても虐待相談件数は令和5年度で43件となっており、関係機関で連携をとりながら対応を行っています。
- 小5中2調査によると、家族の中にお世話をしている人がおり、かつそのことで自分の時間や十分な睡眠が取れないことがある生徒がいることがうかがえます。ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあると言われており、学校や地域などの身近なところで気かけながら支援につなげていくことが重要です。

団体
ニーズ6

施策1 児童虐待防止対策等の更なる強化

- 各関係機関との連携により虐待の早期発見・早期支援に努めるとともに、特定妊婦等をはじめとする保護者への支援を進めます。

事業26 連携による虐待予防や早期発見支援

No.	取組	内容	担当課
075	要保護児童対策地域協議会の実施【再掲】	要保護・要支援児童及び特定妊婦の早期発見、保護及び適切な支援を図ることを目的として、関係機関のネットワークを構築します。	こども未来課
076	子育て短期支援事業	環境的・経済的事情やレスパイト※目的で児童又は母子を一定期間児童福祉施設等で預かり、家庭の福祉の向上及び虐待の未然防止を図ります。	こども未来課
077 新	こども家庭センター※による相談支援	保健・福祉両分野が連携しながら要支援・要保護児童の相談支援を行います。	こども未来課
078 新	子育て世帯訪問支援事業	要保護・要支援家庭及びヤングケアラーのいる家庭において、家事・育児支援を提供し、家庭の福祉の向上及び虐待の未然防止を図ります。	こども未来課
079	主任児童委員と教育機関との連携	主任児童委員が学校及び行政と連携し、要支援家庭や要支援児童の見守りを行い、児童生徒の健やかな育ちを支援します。	地域福祉課

※ レスパイト

休息・息抜きなどを意味し、在宅ケアを担っている家族等の疲労を癒やすため、ケアを一時的に代替しリフレッシュを図ってもらうというサービス。

※ こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に継続的・包括的支援を行う、市町村設置の相談機関。

事業 27 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

No.	取組	内容	担当課
080	妊娠・出産に向けての相談	母子健康手帳の交付時に妊婦に対して個別の相談を行います。また妊娠中期の妊婦に対してアンケートを実施して妊娠期の心配ごとを把握し相談に応じます。	こども未来課
081 新	こども家庭センターによる相談支援	保健・福祉両分野が連携しながら特定妊婦の相談支援を行います。	こども未来課

事業 28 親子関係の再構築支援

No.	取組	内容	担当課
082 新	こども家庭センターによる相談支援	児童相談所と連携し、措置解除後などの親子関係再構築のため、要支援・要保護児童の相談支援を行います。	こども未来課

施策 2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 社会的養護を必要とするこどもが安定した生活ができるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。

事業 29 関係機関との連携による要保護児童・若者への支援体制の構築

No.	取組	向性	担当課
083	要保護児童対策地域協議会の実施【再掲】	要保護・要支援児童及び特定妊婦の保護及び適切な支援を図ることを目的として、関係機関のネットワークを構築します。	こども未来課

第4章 施策の展開

施策3 ヤングケアラーへの支援

- 関係機関と連携しながら、早期発見・把握に努め、こどもの移行に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

事業30 ヤングケアラーの早期発見・把握と対策の推進

アンケート
ニーズ5

団体
ニーズ6

No.	取組	内容	担当課
084 新	ヤングケアラーの実態調査	地域の現状調査やニーズ把握を中心に行い、支援施策の必要性について研究します。	こども政策課
085	家庭児童相談事業	ヤングケアラーを含む要保護・要支援児童の早期発見、保護及び適切な支援を図ることを目的として、関係機関のネットワークを構築します。	こども未来課
086 新	こども家庭センターによる相談支援	保健・福祉両分野が連携しながら、ヤングケアラーを含む要支援・要保護児童の相談支援を行います。	こども未来課
087 新	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	要保護・要支援家庭及びヤングケアラーのいる家庭において、家事・育児支援を提供し、家庭の福祉の向上及び虐待の未然防止を図ります。	こども未来課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

現状と課題

- わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」でもこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。
- 支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないよう、家庭、学校・園、地域などが連携して相談や見守り等を進め、こども・若者の生きる力を育むことが重要です。
- こども・若者の命をおびやかす事態として、こどもを狙った犯罪や交通事故等があげられます。近年では、低年齢からインターネットが使えるスマートフォン等を手に取るこどもが増えており、こども・若者が安全に生活できるよう、学校での適切な教育をはじめとして、地域ぐるみでこども・若者を守る機運の醸成も必要です。

施策1 こども・若者の自殺対策

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防の啓発、相談支援の充実を進めます。

事業31 自殺対策計画に基づく総合的取組

No.	取組	内容	担当課
088	高校生に対するSOSの出し方講座	高校生に対して、SOSの出し方などの自殺に対する予防教育を実施します。	健康増進課
089	中学生に対するSOSの出し方講座	中学生に対して、SOSの出し方などの自殺に対する予防教育を実施します。	健康増進課
090	相談窓口の周知	中学生や高校生へ相談窓口のチラシを配布するなど、相談窓口の周知啓発をします。また、ウェブサイトにも相談窓口をまとめた内容を掲載します。	健康増進課
091	庁内連携会議	自殺対策関係課や関係機関が自殺対策に対する共通認識を持ち、それぞれの実施事業に対する情報共有と自殺対策推進に対して検討できる連絡会を開催します。	健康増進課

第4章 施策の展開

施策2 こどもが安全に安心してインターネットを利用するための環境整備

- こどもが安心してインターネットを利用し、多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会を創出します。

事業32 適切に情報を活用できる能力の習得支援

団体
ニーズ7

No.	取組	内容	担当課
092	情報モラル教育の推進	教育課程への位置づけや計画的な実践・推進を確認するとともに、研修会や講師派遣等を紹介します。	学校教育課

施策3 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- こども・若者が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、被害を未然に防ぐとともに、被害者への対応を行います。

事業33 性暴力・性犯罪被害者への支援

No.	取組	内容	担当課
093	中学校保健体育	「心身の機能の発達と心の健康」の単元において、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるよう指導します。	学校教育課
094	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等に対し、見舞金の給付や、警察等の関係機関と連携し支援を行います。	危機管理課
095	家庭児童相談事業	保護者・児童・関係機関からの相談に応じ、関係機関と連携したサポートを行います。	こども未来課

施策4 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

- 子どもが犯罪や事故、災害から安全を確保できるよう、啓発や環境整備を進めます。

事業34 指導・啓発・訓練等による安全教育の推進

No.	取組	内容	担当課
096	交通安全運動	年4回の交通安全運動、交通指導隊による街頭指導、交通安全協会の実施する交通教室への交通指導隊の派遣、交通安全教育推進モデル小学校の指定を行います。	危機管理課
097	防犯まちづくり活動	防犯についての啓発活動や青色防犯パトロール、防犯灯の設置・管理を行います。	危機管理課
098	防災訓練	防災意識の高揚と防災知識・技能の向上を図るため防災訓練への参加を促します。	危機管理課
099	幼年・少年消防クラブ、花火教室、避難訓練	幼少期から火災予防の意識の醸成や火災から身を守る知識を深めるため、園児・児童の幼年・少年消防クラブの活動や園・学校での花火教室、火災からの避難訓練を実施します。	予防課
100	青少年に関する相談（ヤングダイヤルこさい）	青少年の悩み事について、本人や家族から電話で匿名の相談を受け付け、必要に応じて他の相談機関の情報を提供します。	スポーツ・生涯学習課

施策5 非行防止と自立支援

- 子ども・若者の犯罪・非行防止のため、啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、見守り活動を進めます。

事業35 関係機関・団体との連携による見守り・自立支援

No.	取組	内容	担当課
101	青少年補導	市内8地区において、青少年の非行・犯罪を未然に防止し、被害者にも加害者にもさせないため、補導活動を実施します。	スポーツ・生涯学習課
102	保護司会、更生保護女性会の活動支援	保護司会及び更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用料減免、小中学校でのあいさつ運動等の活動支援を行います。	地域福祉課
103	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を促進するため、駅や店舗での啓発活動や広報媒体への掲載、横断幕の設置等を実施します。	地域福祉課

第4章 施策の展開

No.	取組	内容	担当課
104	要保護児童対策地域協議会	協議会を通じて児童相談所・警察・保護司等、非行防止・自立支援に携わる関係機関とネットワークを構築し、早期発見、支援につなげます。	こども未来課

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

現状と課題

- こどもの誕生期から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、近年は核家族化の進行や妊産婦の高齢化等、出産を取り巻く状況が変化してきており、それぞれの育ちの環境は多様であるため、その多様性を尊重しつつ、切れ目ない支援を提供していく必要があります。
- 特に、母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素です。国では、産後ケア事業が母子保健法に位置づけられています。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- また、本市における就学前の教育・保育サービスについては、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、量の拡大・質の向上を図ってきました。出生数の減少はあるものの、就学前児童の保護者への調査によると、母親で就労している人の増加に伴い、定期的な保育・教育の事業を利用している人も増加傾向にあり、また、出産後の母親の就労意向も高くなっていることから、今後も各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化することが見込まれます。母子ともに健やかに安心して過ごせる環境づくりに向けて、それぞれの課題に対応していく必要があります。

(1)-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

施策1 周産期医療体制の確保と母子保健事業の推進

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、母子に対して、切れ目のない支援を行います。

事業36 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

No.	取組	内容	担当課
105	妊娠・出産に向けての相談【再掲】	母子健康手帳の交付時に妊婦に対して相談を行います。また妊娠中期の妊婦に対してアンケートを実施し、妊娠期の心配ごとを把握し相談に応じます。	こども未来課
106	不妊治療費の助成	医療保険適用外の特定不妊治療費又は不育症治療費について助成を実施します。	こども未来課

第4章 施策の展開

事業 37 周産期医療体制の確保及び母子保健との連携強化

アンケート
ニーズ2

No.	取組	内容	担当課
107	妊婦の健康管理	妊婦健診 16 回分の受診券を交付し受診を促し、妊婦の健康管理に努めます。	こども未来課
108	助産師外来の実施	浜松医療センターとの連携協定により、浜松医療センターから助産師の派遣を受け、助産師外来を実施します。	管理課
109	産婦人科医院誘致助成事業	市民が安心してこどもを生み育てられる環境を整えるため、市内において分娩できる産婦人科医院を開設しようとする医師及び医療法人に対し、経費の一部を補助します。	健康増進課

事業 38 産後ケア事業の提供体制の確保等産前産後の支援の充実と体制強化

No.	取組	内容	担当課
110	産後ケア事業の実施	産後ケアの費用助成を行います。	こども未来課
111	産婦健診の実施	産婦健診を行い、産科医療機関と連携して産後のメンタルケアを行います。	こども未来課

事業 39 こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援

No.	取組	内容	担当課
112 	こども家庭センターによる相談支援	保健・福祉両分野が連携しながら要支援・要保護児童・妊産婦の相談支援を行います。	こども未来課

事業 40 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

No.	取組	内容	担当課
113	妊娠・出産に向けての相談【再掲】	母子健康手帳の交付時に妊婦に対して個別の相談を行います。また妊娠中期の妊婦に対してアンケートを実施して妊娠期の心配ごとを把握し相談に応じます。	こども未来課
114 	こども家庭センターによる相談支援【再掲】	保健・福祉両分野が連携しながら特定妊婦の相談支援を行います。	こども未来課

取組 41 乳幼児健診等の推進

No.	取組	内容	担当課
115	乳幼児健診の実施	出生から就学前までの発達発育に合わせた適切な時期に健診を実施します。	こども未来課

(1)-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

施策1 幼児期までのこどもの育ちに係る教育・保育支援サービスの充実

- 教育・保育サービスの支援の充実、環境整備を進めるとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

事業 42 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実

アンケート
ニーズ1団体
ニーズ11

No.	取組	内容	担当課
116	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。（一般型・幼稚園型・余裕活用型）	幼児教育課
117	延長保育事業	保護者の多様な保育ニーズに合わせ、働きながら子育てをしやすい体制づくりを継続して進めます。	幼児教育課
118 	病児・病後児保育事業	病気の急性期・回復期にある入院治療を必要としない乳幼児を対象とした保育事業を実施する民間園に補助金を交付します。	幼児教育課
119 	乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子育て世帯の『かかりつけ保育士』となるべく、0歳6か月から満3歳未満のこどもを月10時間程度保育します。	幼児教育課
120	地域子育て支援拠点（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行います。	こども未来課
121 	民間保育園施設の新設	民間保育施設の新設について、令和7年度の早期に事業者の募集を開始します。	幼児教育課

第4章 施策の展開

事業 43 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援

No.	取組	内容	担当課
122	公立園への通訳者の配置	公立幼稚園・こども園を巡回し、乳幼児の園生活や保護者への通訳（ポルトガル語）を実施します。	幼児教育課
123	プレスクール事業	未就学児に対するプレスクール事業を実施し、日本語の習得を支援しながら日本の学校生活や文化について学ぶ機会を提供します。	市民課
124	特別支援教育推進事業	支援・配慮を必要とする園児が増加しているため、支援員の配置を継続し、園児の障がい特性への支援やパニック時の安全確保への対応・援助を実施します。	幼児教育課
125	医療的ケア児保育【再掲】	公立こども園1園をモデルに指定し、施設・備品の整備、関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児を保育するための体制を整備します。	幼児教育課
126	幼児ことばの教室	言葉の発達、構音などに軽度の遅れのある3～5歳児に通級指導を行い、就学までに障がいの軽減を図ります。	幼児教育課
127 	幼児教育相談・巡回相談	軽度の発達障がい等のある園児への具体的な支援の手立てや保護者との連携の仕方等についてのアドバイスを行う幼児教育相談・巡回相談を実施します。	幼児教育課
128 	学習・進路に関する相談・指導体制の整備【再掲】	園訪問等により、適正な学習指導を実施するとともに、一人ひとりに合った進路が選択できるよう、関係機関との連携強化と指導を充実します。	地域福祉課
129	こども未来講座	公立園の特別支援教育コーディネーターを対象に育成講座を実施します。また、各園で就学支援に関わる職員と市内の児童発達支援事業所を対象に就学に係る情報交換会を実施します。	こども未来課

事業 44 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

No.	取組	内容	担当課
130	保幼小連絡会（情報交換会）	小学校区で年2回（1学期と3学期）連絡会を実施し、当年度と次年度の就学児について共通理解を図ることにより、適切な援助の仕方を共有し、小学校生活をスムーズに送ることができるよう情報交換を行い、行事予定等について調整を行います。	幼児教育課
131	幼小架け橋プログラム	保育参観・授業参観を通してこどもの育ちを見取り、「接続期」と「架け橋期」の位置づけを教職員が理解し、保育園・幼稚園・こども園・小学校の相互連携窓口を設けます。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに学びの連続性について教職員が共有する研修会を開催します。また、架け橋期の接続計画を小学校区で作成します。	幼児教育課
132	幼小架け橋プログラム研修	講師を招いたり、意見交換を行うなど、架け橋カリキュラム等の理解や充実を図るため研修会を実施します。	学校教育課
133	各小学校区における園との連携	各小学校区内の園と小学校における園児児童の交流や職員の研修会を促します。	学校教育課

事業 45 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減

No.	取組	内容	担当課
134	資質向上研修	保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、市内公立園・民間園に勤務する職員を対象に研修会を実施します。	幼児教育課
135	保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保	幼稚園教諭・保育教諭の採用試験を実施し、人材の確保を図ります。	教育総務課
136	保育士等の人材育成	市内公立園の職員が、園における発達相談支援に関するスキルを習得するため、他市への研修派遣をするとともに、親子ふれあい教室や発達相談等の事業を行います。	こども未来課 幼児教育課

(2) 学童期・思春期

現状と課題

- 学童期は、こどもにとって体もこころも大きく成長する時期で、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は心身が変化し、自己のアイデンティティを形成していく時期です。学童期・思春期のこどもが、成育環境により自らの進路の選択が制約されることなく、安心して成長できる環境が求められます。
- 特に、学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場です。小5中2調査によると、現在悩んでいることや不安に感じることで、「勉強や進学のこと」や「将来のこと」が上位となっており、また、「友達関係のこと」「学校生活のこと」も1割以上あげられています。児童生徒の不登校児童生徒数が本市において増加傾向にあることも踏まえ、こどもの声を丁寧に聞きながら、様々な状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりや将来への支援を充実していく必要があります。
- 小5中2、若者調査によると、自分にとって居場所と感じられる場所が特にないと答えた人が小5で2.8%、中2で0.4%、若者で2.1%とわずかですが一定数いることがわかります。特に当事者であるこども・若者の視点を取り入れながら、新たな居場所を検討していくことが重要です。

(2)-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

施策1 新しい時代に対応した教育の充実と安全・安心で学びを支える学校づくり

- こどもが安心して充実した教育を受けられるよう、教育環境の整備を進めます。

事業46 公教育の再生と学校生活の充実

団体
ニーズ8

No.	取組	内容	担当課
137	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援	特別支援教育支援員の配置、外国にルーツのあるこどもへの支援体制の整備、児童生徒理解の上に立った適切な対応、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等により、適切な就学支援を行います。	学校教育課
138	学校再編	急激な少子化に対応した教育環境を整えるため、学校再編について検討します。	学校教育課

★事業 47 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実

No.	取組	内容	担当課
139	こどもが主体的に学ぶ授業づくり	研修主任研修会の実施、教科等指導リーダー相談員の派遣、指導方法の工夫改善、ICTの活用等を進めます。	学校教育課
140	特色ある学校づくり	児童・生徒や地域の実態に応じて重点項目を設定し、教育活動を実施します。	学校教育課
141	学校・保護者間連絡アプリの運用	学校から保護者への連絡や保護者から学校への欠席遅刻連絡をアプリで行えるようにし、学校や保護者の負担軽減をするとともに、ペーパーレス化を進めます。	教育総務課 学校教育課
142	学校用グループウェアの運用	学校用グループウェアにより、学校内・学校間の情報共有の利便性を高めます。	教育総務課
143	校務のDX推進・授業改善	校務支援ツール・校務支援システムによる情報管理・業務改善やデジタル教科書・タブレット端末を活用した授業や研修を推進します。	学校教育課

事業 48 特別支援教育の充実

No.	取組	内容	担当課
144 新	通級指導教室（発達障がい）の開設	発達障がいに関する通級指導教室を開設するとともに、児童の就学支援を進めます。	学校教育課

事業 49 学校を核とした地域づくりの推進

No.	取組	内容	担当課
145	学校運営協議会の実施	地域の方々を運営協議会委員として委嘱し、市内全小中学校で、年3回学校運営協議会を実施します。その中で地域と学校が一体となってこどもの成長を育むために取り組める活動について話し合う機会を設けます。	学校教育課

第4章 施策の展開

事業 50 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

No.	取組	内容	担当課
146	部活動地域連携・地域移行推進協議会の運営	湖西市の実情に合わせた中学校部活動の地域連携・地域移行を進めるため、推進協議会を開催します。学識経験者、スポーツ協会、文化協会、地域で活動する民間団体の代表、PTA代表など様々な立場から多面的でかつ建設的に協議します。	学校教育課
147	部活動の地域移行に向けた関係者との調整	部活動顧問、ジュニアスポーツクラブ指導員、地域で活動されている指導員、他市町の部活動移行担当など、部活動の地域移行に向けた話し合いを実施します。	学校教育課 スポーツ・生涯学習課 文化観光課
148 	部活動指導員の任用	部活動地域連携を進めるため、顧問の代わりに部活動の指導だけでなく、大会や練習試合の引率等を行うことができる部活動指導員の任用を目指します。	学校教育課

事業 51 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着

No.	取組	内容	担当課
149	基本的な生活習慣を身に付けるための指導・支援	各校の生徒指導主任・主事や特別活動主任を中心に、良好な人間関係づくりを図るための教育活動や規範意識を持たせるための指導を行います。	学校教育課
150	道徳教育の推進【再掲】	道徳教育を通じ、相互理解の促進を図ります。また、静岡県教育委員会主催の「道徳教育研修会」への参加等を通じて、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課

事業 52 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進

No.	取組	内容	担当課
151	体力の向上のための取組	小中学校体育主任者研修会（静岡県教育委員会主催）に、各校の体育・保健体育科主任が参加し、体育・保健体育科主任としての資質向上を図ります。また、文部科学省主催の新体力テストに参加します。	学校教育課
152	各種健診の実施と健康教育	学校医による健診（内科、歯科、眼科、耳鼻科）や養護教諭による身体測定を行います。また、各中学校において、学校薬剤師による薬学講座を実施し、薬物乱用防止教育を行います。	学校教育課
153	スポーツ教室やスポーツ大会の開催	市主催の教室及び指定管理者等民間活力も生かし、スポーツ教室を開催します。NPO法人スポーツ協会と連携し、それぞれの世代や競技者のレベルに合わせた大会を開催します。	スポーツ ・生涯学習課
154	ジュニアスポーツクラブ	学校の枠を超えてスポーツに参加できる「ジュニアスポーツクラブ」を実施します。	スポーツ ・生涯学習課

事業 53 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進

No.	取組	内容	担当課
155	湖西市食育推進連絡会	市の食育推進計画を推進するための連携、協働体制の強化を図り、食育推進の輪を広げる事を目的とし、食育推進に関すること、食育事業の普及啓発に関すること、その他目的達成のために必要なことについて情報共有、意見交換等を行います。	健康増進課
156	ふるさと給食週間	国の食育月間である6月にふるさと給食週間を設け、湖西市を含めた静岡県産の食材を使用した給食を提供します。	教育総務課
157	食育授業の実施	授業、校内放送等を通して食育についての理解や関心を高めます。	学校教育課

(2)-2 居場所づくり

施策1 安全・安心な居場所の整備促進

- こども・若者が安心、安全に過ごせる居場所をもつことができるよう、環境整備を推進します。

事業 54 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

アンケート
ニーズ3

団体
ニーズ11

No.	取組	内容	担当課
158	居場所情報の発信	市内の「居場所」となりうる施設等の情報を整理し、情報発信を行います。	こども政策課
159 新	居場所づくり事業費補助	市内において、無料又は低料金で食事を提供するこども食堂や、無料の学習支援サービスなど、こどもの居場所を開設・運営しようとする民間団体に対して事業費を補助します。	こども政策課
160	図書館の閲覧席・学習席の設置	誰もが自由に資料を閲覧したり、調査研究・自主学習で使用する席を設けます。	図書館
161	ちびっこタイム・ちびっこ広場	ちいさなお子さん連れでも気軽に図書館に来館できるよう、会話できる部屋の開放やおはなし会の開催等で、親子が交流できる場所を提供します。	図書館
162	子ども会	湖西市子ども会連合会が主体的に活動できるよう運営等をサポートします。	スポーツ・生涯学習課

事業 55 放課後児童クラブの受け皿整備

No.	取組	内容	担当課
163	放課後児童クラブの開設	昼間に保護者が家庭にいない小学校児童に対して、放課後等に遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	教育総務課
164	長期休暇クラブの開設	既存の放課後児童クラブに加え、長期休暇中のみの放課後児童クラブを開設し、受入枠の拡大・待機児童の解消を図ります。	教育総務課

(2)-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

施策1 こどもの心身の健康維持・増進

- こどもが地域においていつでも安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療体制の充実に努めます。

事業 56 小児医療体制の充実と連携強化

アンケート
ニーズ2団体
ニーズ3

No.	取組	内容	担当課
165	障がいのあるこどもへの訪問事業	保健師、精神保健福祉士等により在宅で生活する障がいのあるこどもへの訪問指導を行います。	地域福祉課
166	自立支援給付	自立支援医療（精神通院医療、育成医療）について情報提供を行います。	地域福祉課
167	医療費助成	育成医療費、重度障害者（児）医療費、精神障害者医療費を助成します。	地域福祉課
168	小児科外来診療の維持	小児科常勤の医師を確保することと、浜松医科大学、浜松医療センターとの連携を強化し、医師派遣を受けることで、今後も小児科外来診療を維持します。	管理課
169	医療福祉相談に対応する相談員の配置	医療福祉に関する相談員（社会福祉士）を医事課内に配置し、小児科外来とも連携します。院内の医師や看護師、及び患者家族からの要望に応じて相談支援を行い、適宜、必要な社会資源の提示や関連機関、部署への情報提供と引継ぎを行います。	医事課
170	病院・診療所間の連携強化	市内の医療連携体制を強化することで、症状や状況に応じた対応窓口（医療機関）の分業化を図ります。病診連携・入退院支援係を設け、院外の機関との円滑な連携に取り組みます。	医事課
171	休日・夜間に受診できる医療機関の掲示	市ウェブサイト・広報こさい・湖西市公式LINE・dボタン広報で休日・夜間に受診できる医療機関の周知を行います。	健康増進課
172	静岡県こども救急電話相談の周知	市ウェブサイトで、こどもの急な発熱・怪我等電話相談ができる「静岡県こども救急電話相談」について周知します。	健康増進課
173	小児医療体制の充実と連携強化	幼児健診、予防接種事業等で医師会と連携を図ります。	こども未来課

第4章 施策の展開

事業 57 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

No.	取組	内容	担当課
174	中学校保健体育【再掲】	「心身の機能の発達と心の健康」の単元において、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるよう指導します。	学校教育課

(2)-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

施策1 キャリア教育の推進

- こども・若者が主体的に判断し責任を持って行動できるよう、主権者教育や消費者教育を進めるとともに、自らのライフデザインを描けるよう啓発や情報提供を進めます。

事業 58 次世代を担うための教育の推進

No.	取組	内容	担当課
175	消費者活動推進事業	小学校高学年を対象に消費者教育チラシ等を配布します。	産業振興課
176	主権者教育の推進	社会科や特別活動で主権者教育を推進します。	学校教育課

事業 59 ライフデザインに関する啓発や職場体験等の充実

No.	取組	内容	担当課
177	モノづくり人材の育成	企業見学や職業体験、出前授業などを実施します。	産業振興課
178	キャリア教育の充実	小学校での地域の産業を知る体験活動や、中学校での職場体験、職業講話を実施します。	学校教育課

(2)-5 いじめ防止

施策1 いじめ防止対策の強化

- 相談支援、関係機関との連携の推進、いじめについての啓発を進め、いじめ防止対策を強化します。

事業60 学校・教育委員会と市長部局との連携による未然防止・早期発見支援の推進

団体
ニーズ9

No.	取組	内容	担当課
179	いじめ対策推進協議会	各小中学校の生徒指導主任・主事、こども未来課長、こども政策課長、湖西市小中学校PTA連絡会会長等が、いじめに関する各校の状況や取組について協議します。	学校教育課
180	児童生徒の問題行動等の調査（県調査）	静岡県教育委員会による調査を通じて、毎月、各校のいじめ発生件数や内容、解消状況等を把握し、必要に応じて指導・助言を行います。	学校教育課
181	いじめ相談室	対面相談の他、電話やメール、チャットなど複数の相談窓口を開設し、SOSが出しやすい環境を作り、早期発見、早期支援に繋がります。	こども政策課
182	いじめ専門相談員	専任の会計年度任用職員その他、担当職員が民間資格のいじめ専門相談員の資格を取得し、法とエビデンスに基づいた介入支援が行える体制を整備します。	こども政策課
183	いじめ防止リーダー養成講座	地域でこどもに接することが多い大人、支援者に対し、いじめに関する正しい知識やいじめを見たり聞いたりしたときの正しい対応方法を学ぶ講座を開催し、いじめの予防や早期解決が可能な安全安心な地域社会をつくれます。	こども政策課
184	いじめ防止啓発講座	地域において、いじめについて正しい知識を持つ市民を増やすための講座を開催します。	こども政策課
185	いじめ問題対策連絡協議会	市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、県警その他の関係者等、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ります。	こども政策課
186	心とからだの健康観察	市立小中学校で1人1台端末を利用して心とからだの健康観察を行い、健康状態の把握や相談希望の有無を確認することで、いじめ被害や不登校、自殺等のリスクを早期に発見し、支援につなげます。	こども政策課

第4章 施策の展開

No.	取組	内容	担当課
187	いじめに関するデジタルアンケートの実施	いじめの早期発見のための措置として、児童生徒に対してアンケートをデジタル方式で実施します。また、学校・教育委員会・首長部局のいじめ防止対策組織とアンケート結果を共有し、組織的対応を行います。	こども政策課

(2)-6 不登校のこどもへの支援

施策1 不登校児童生徒への教育機会確保・相談支援

アンケート
ニーズ5

団体
ニーズ9

- 各関係機関等と連携し、不登校のこどもへの支援体制を整備します。

事業61 教育支援センター※の設置促進・機能強化

No.	取組	内容	担当課
188	湖西市チャレンジ教室（湖西市不登校児童生徒適応指導教室）	西部地域センター内に開設し、指導員による不登校児童生徒及びその傾向のある児童生徒に応じた指導や、保護者を含めた相談活動を通して、集団への適応力を育み、自立への支援を行います。	学校教育課

事業62 専門家等との連携やICTの活用による支援体制整備

No.	取組	内容	担当課
189	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携	対象児童生徒をカウンセリングや医療につなげることで、不登校傾向を改善します。また、主に養育や家庭環境の問題に起因する不登校については、スクールソーシャルワーカーを通じて、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
190	フリースクール等との連携	静岡県教育委員会が主催する「公的教育機関と民間施設等の連携協議会」に登録したフリースクールと情報共有を行い、不登校児童生徒の社会的自立を促す取組や支援を行います。	学校教育課
191	1人1台タブレットの整備	湖西市立小中学校の児童生徒が家庭学習を行ったり悩みごとを相談できるICT基盤として、1人1台の学習者用端末を整備します。	教育総務課

※ 教育支援センター

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行う教室。湖西市においては「湖西市チャレンジ教室（湖西市不登校児童生徒適応指導教室）」の名称で実施。

(2)-7 校則の見直し

施策1 校則への課題意識の醸成

- 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、校則について、こどもが主体的に見直せるように推進します。

事業 63 生徒指導の研究・理解促進とこどもの見直し過程参画

No.	取組	内容	担当課
192	生徒指導研究協議会への参加	静岡県教育委員会が主催する「生徒指導研究協議会」に各校の生徒指導主任・主事が参加し、生徒指導提言について理解を深めます。また、各校において、生徒が学校行事や校則の見直しに参画できる支援を行います。	学校教育課

(2)-8 体罰や不適切な指導の防止

施策1 体罰や不適切な指導の防止

- 体罰や不適切な指導の根絶に向けて取組を推進します。

事業 64 職員研修の実施と教育委員会による指導・助言の推進

No.	取組	内容	担当課
193	不祥事根絶研修	各校で体罰等の不適切な指導がないよう定期的に職員研修を実施します。また、学校訪問で市教育委員会から指導・助言を行います。	学校教育課

(3) 青年期

現状と課題

- 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、それぞれ多様な環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。青年期の若者が、自らの適正等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や支援が求められます。
- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が自分で将来を選択し、次世代を生き抜く力を身に付けていくことが重要です。しかし、若者調査によると、約20%が自分の将来に明るい『希望がない』と回答しています。将来や就職への不安の声もあがっており、就労支援や相談支援等を充実させ、こども・若者が将来に明るい希望を持って過ごせる社会づくりを進めていく必要があります。
- また、日本全体で少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万6,000人と過去最少となっています。本市においても出生数は継続して減少しており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。出生数の減少は将来的な人口減少につながり、活力ある社会環境の維持が困難になるおそれがあります。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であると言われており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあると考えられています。本市においても出会いや結婚生活支援に関する事業を推進し、若者等が明るい未来を描き、本市でこどもを育てたいと感じてもらえるような支援施策が求められます。

(3)-1 高等教育への支援

施策1 高等教育の負担軽減支援

- 未来の湖西市を支える人材育成のため、奨学金等の支援を行います。

事業65 高等教育段階の修学支援

アンケート
ニーズ4

No.	取組	内容	担当課
194	豊田佐吉翁記念奨学金	経済的な理由によって就学が困難な人を支援する給付型の奨学金を実施します。	教育総務課
195	湖西市育英奨学資金貸付	経済的な理由によって就学が困難な生徒や学生に奨学金を無利息で貸し付けます。	教育総務課

(3)-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

施策1 若者への就労支援

- 就労を希望する若者に対し、相談支援を行います。

事業 66 若者への職業能力育成支援や就職支援

No.	取組	内容	担当課
196	就業相談事業	国と共同で湖西市地域職業相談室を設置し、求人情報の提供や紹介業務を実施します。	産業振興課
197	若年者就労支援事業	就労を希望する若年者、若年者の周囲にいる家族等を対象に就労支援セミナー、個別相談会を実施します。	産業振興課

(3)-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

施策1 結婚・新生活支援

- 結婚を希望する若者に対し、出会いの機会を提供するとともに、結婚に伴い移住する夫婦に対し、応援金を交付します。

事業 67 出会いの機会・場の創出や、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

団体
ニーズ 10アンケート
ニーズ 4

No.	取組	内容	担当課
198	婚活支援事業	国内最大級の恋活・婚活マッチングアプリ「ペアーズ」と連携し、業務委託により、オンラインセミナーなどを通じて結婚を希望する独身男女の出会いの機会を創出します。	企画政策課
199	新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金	若い世代の本市への移住定住を促進し、職住近接により将来にわたり豊かなライフスタイルを提案するため、婚姻を機に市外から転入する夫婦に対し、応援金 10 万円を交付します。	企画政策課

(3)-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策4 若者への相談支援

- 悩みや不安を抱える若者が相談できる場所や窓口をアウトリーチ※も含め、幅広く整備します。

事業 68 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり

No.	事業	内容	担当課
200	アセスメント※力向上研修	職員のアセスメント力向上のための研修を開催します。	地域福祉課
201 新	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある当事者及びその家族等に対し、相談を実施し自立に必要な方策を提案します。	地域福祉課
202 新	ひきこもり実態調査	ひきこもりで支援が必要な人を把握するための調査を実施します。	地域福祉課
203 新	支援体制整備	アウトリーチ型の支援体制を整備します。	地域福祉課
204 新	こども・若者支援地域協議会の設置【再掲】	こども・若者支援地域協議会の設置について検討します。	こども政策課
205	青少年に関する相談（ヤングダイヤルこさい）【再掲】	青少年の悩み事について、本人や家族から電話で匿名の相談を受け付け、必要に応じて他の相談機関の情報を提供します。	スポーツ・生涯学習課

※ アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。

※ アセスメント

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいう。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

- 教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つという声があり、経済的な不安を抱えずに子育てや教育ができることが重要です。
- ニーズ調査によると、子育ての経済的負担について行政にしてほしい子育て支援として、「保育料・教育費の軽減」が就学前児童保護者で約70%、小学生児童保護者で約60%となっています。また、小5中2保護者調査によると、子育ての悩みや不安に思っていることで、「子育てにかかる費用が大きな負担になっている」がそれぞれ約40%にのぼっています。経済面の支援を進め、子育て世帯の生活の安定を実現させることが重要です。

施策1 子育て世帯への経済的支援の充実

- 子育て世帯に対し、各種手当や給付金、奨学金等、子育てや教育に関する支援を行います。

事業69 保育・教育の経済的負担軽減

アンケート
ニーズ2

No.	取組	内容	担当課
206	第2子以降の保育料無償化	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、第2子以降に係る保育料を無償化します。	幼児教育課
207	豊田佐吉翁記念奨学金【再掲】	経済的な理由によって就学が困難な人を支援する給付型の奨学金を実施します。	教育総務課
208	湖西市育英奨学資金貸付【再掲】	経済的な理由によって就学が困難な生徒や学生に奨学金を無利息で貸し付けます。	教育総務課
209	学校給食費保護者負担軽減事業	市内公立中学校の学校給食費を市が負担します。 また、特別支援学校中学部に在学する生徒の給食費相当を補助します。	教育総務課
210	自立支援教育訓練給付金【再掲】	一定条件を満たしたひとり親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども政策課
211	高等職業訓練促進給付金【再掲】	一定条件を満たしたひとり親が資格取得のための養成機関に修業する場合に給付金を支給します。	こども政策課

第4章 施策の展開

No.	取組	内容	担当課
212	児童手当	高校生年代までの児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援します。	こども政策課
213	多子世帯修学費用支援金【再掲】	第3子以降の子が対象の中学・高校等に入学する際の修学費用を支援します。	こども政策課

事業 70 医療費等の負担軽減

No.	取組	内容	担当課
214	こども医療費助成	保護者の経済的負担軽減を図るとともに、こどもの疾病の早期発見と適正な治療を受けさせることを促進するため、保険診療分の自己負担額を助成します。	こども政策課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっています。こども・若者の健やかな成長のためには、子育て当事者が不安や孤立感を感じることなく、健康でゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが重要です。
- 関係団体ヒアリングシート調査によると、地域で支援が必要なこどもを見守れる仕組みがあるとよいという意見があがっています。地域の中で子育て家庭が見守られるような支援が必要です。

施策1 家庭での子育てに関する相談や支援の充実

- 子育て当事者に対し、子育てに関する情報発信や講座の開催、相談支援を行います。

事業 71 在宅子育て家庭への支援・啓発

No.	取組	内容	担当課
215	母子保健事業の情報配信	子育て中の市民が、いつでもどこでもスマホなどで健診の勧奨通知や、子育て教室の日時、子育てに役立つ情報などのお知らせを受け取れるよう、LINEによるプッシュ通知を実施します。	こども未来課
216	父親の育児参加に向けた相談助言	母子健康手帳の交付時に父親の育児参加に向けてパンフレットを配布し、育児について相談助言を実施します。	こども未来課
217	出産後の育児に向けての情報提供	乳児全戸訪問や乳幼児の成長に合わせた教室等で情報を提供します。また、妊娠期パパママ講座では、講話と実技を通して育児についての情報を伝達します。	こども未来課
218	産後の健康管理【再掲】	乳児全戸訪問で産後の母体の健康状態や生活環境を把握し助言等を行います。	こども未来課

第4章 施策の展開

事業 72 こどもの一時預かりに関する取組の推進

団体
ニーズ 11

No.	取組	内容	担当課
219	一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。（一般型・幼稚園型・余裕活用型）	幼児教育課
220	のびのび預かり保育	保育の必要な理由は問わず、1歳～就学前のこどもを一時的に預かって保育します。	こども未来課
221	ファミリー・サポート・センターの充実	子育てを助けてほしい人（委託会員）と子育てを助けてくれる人（受託会員）による会員同士の相互援助事業が充実するように会員の研修等を実施します。	こども未来課

事業 73 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

No.	取組	事業	担当課
222	ペアレント・プログラム	3歳から就学前までの保護者を対象としたペアレント・プログラムを実施します。	こども未来課
223	ふたば学級	2歳児をもつ保護者とそのこどもと一緒に遊ぶ中で、子育ての楽しさを味わったり、親子ともに話し合える友達づくりをしたりします。	スポーツ ・生涯学習課
224	親子ふれあい講座	小学校1～3年生の子をもつ保護者が学習したり、親子のふれあい活動をしたりすることで、つながりの大切さを家庭に定着させます。	スポーツ ・生涯学習課

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

現状と課題

- 安心して子どもを産み育てるためには、男女ともに、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。
- ニーズ調査によると、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の理想について「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先したい」という回答が男女ともに最も高くなっているものの、現実を問うと男性は「仕事」を優先している状況であり、女性への家事・育児負担が大きく、男性への家事・育児への参画が進んでいない状況がうかがえます。
- また、同調査によると、子育て家庭の就労環境について、行政にしてほしい子育て支援について、「事業所における子育ての理解促進の啓発」が約40%となっており、職場での理解促進が重要です。

施策1 仕事と子育ての両立支援

- 男性が家事・育児に積極的に関わっていけるよう、意識づくりや学習機会の提供を進めるほか、男女ともに働きやすい環境整備を促進します。

★事業 74 共働き・子育ての推進

アンケート
ニーズ2

団体
ニーズ12

No.	取組	内容	担当課
225	男性の家庭生活などへの参画を促す 広報・啓発	男性の家庭生活や育児、介護などへの参画を重視した広報・啓発を行います。	市民課
226	女性の再就職支援 事業【再掲】	働く場所や時間に制約がある方の働く選択肢を増やすことを目的に、在宅ワークのスキルアップセミナーを開催し、在宅ワーカーに必要な基礎的知識やスキルの習得機会を提供します。	産業振興課
227	父親の育児参加に向けた相談助言 【再掲】	母子健康手帳の交付時に父親の育児参加に向けてパンフレットを配布し、育児について相談助言を実施します。	こども未来課

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- ひとり親家庭は子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくいことなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。
- 関係団体ヒアリングシート調査によると、支援が必要な家庭があるにもかかわらず、見過ごされているケースがあることが考えられます。様々な課題を抱える家庭に対し、相談しやすい体制の整備と啓発が必要です。

アンケート
ニーズ2

アンケート
ニーズ5

団体
ニーズ13

施策1 ひとり親家庭の困難解消支援

- ひとり親家庭に対し、それぞれの立場に配慮しながら、一人ひとりの課題に応じた総合的な相談支援を行います。

事業 75 特有の課題解決のための支援と、こどもに届く支援の推進

No.	取組	内容	担当課
228	自立支援教育訓練給付金【再掲】	一定条件を満たしたひとり親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども政策課
229	高等職業訓練促進給付金【再掲】	一定条件を満たしたひとり親が資格取得のための養成機関に修業する場合に給付金を支給します。	こども政策課
230	ひとり親家庭日常生活支援事業	湖西市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦であって、日常生活において子育て支援もしくは生活援助を行う者を得ることが困難な世帯又はこどもに対する生活・学習支援を希望する世帯に対して、子育て支援又は生活援助、こどもの生活・学習支援を行います。	こども政策課
231	湖西市ひとり親・寡婦福祉会への支援	ひとり親及び寡婦の福祉のために活動する湖西市ひとり親・寡婦福祉会の活動に対して補助を行います。	こども政策課
232	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の心身の健やかな成長を図るために、一定の要件に当てはまる人に手当を支給します。	こども政策課
233	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を目的として、保険診療分の自己負担額を助成します。	こども政策課
234	ひとり親家庭就学支援事業費助成金【再掲】	ひとり親家庭のうち、一定要件を満たす人が購入するランドセルの費用を申請に基づいて助成します。	こども政策課

No.	取組	内容	担当課
235	交通遺児等福祉手当 【再掲】	交通事故によって遺児などになった児童等の健全な育成と福祉の増進を図るため、遺児等を扶養している人に手当を支給します。	こども政策課
236	村田光雄奨学金【再掲】	母子家庭のこどもが高校等に通学している世帯に奨学金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

事業 76 当事者のニーズに則した相談支援体制の強化

No.	取組	内容	担当課
237	ひとり親家庭支援ワンストップ窓口	こども政策課をひとり親家庭支援の各種メニューのワンストップ申請窓口として、各種相談に対応します。	こども政策課

4 数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

■こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標

No.	項目	国こども大綱		湖西市こども計画	
		現状 (%)	目標 (%)	現状 (%)	目標 (%)
1	生活に満足しているこどもの割合	60.8 (2022) ※1	70	中2:66.8	70 ※2
2	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）※3	60.0 (2022)	70	小中:74.6 若者:75.2	80
3	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合※4	84.1 (2022)	90	小中:86.2 若者:86.4	90
4	どこかに助けてくれる人がいると思うこども・若者の割合※5	97.1 (2022)	現状 維持	小中:96.3 若者:95.0	97
5	今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとするこども・若者の割合※6	51.5 (2022)	70	若者:64.2	70 (15~39歳)
6	こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うこども・若者の割合	20.3 (2023) ※7	70	小中:87.6 若者:47.9 ※8	70 (15~29歳)
7	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	66.4 (2022)	80 ※9	小中:81.5 若者:77.9	85 ※9
8	こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の割合※	83.1 (2022)	90 ※10	就学前:83.1 小学生:86.7 ※11	90

※1 0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。

※2 中学2年生を対象。

※3 15～39歳を対象。

※4 15～39歳を対象。

※5 国：15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

湖西市：「あなたにとって『困ったときは助けてくれる』人は誰ですか」に対して、「そのような人はいない」と回答した者又は不明・無回答の者の割合を全体から減じた割合。

- ※6 15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。又は、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。
- ※7 16～29歳の回答結果。
- ※8 小5・中2へは「普段の暮らしの中で、こどもの意見を聞いてもらえていると思うか」、若者（15～34歳）に対しては「湖西市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか」に対して「聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」と回答した者の割合。
- ※9 15～39歳を対象。
- ※10 18歳未満のこどもがある世帯の者のうち「頼れる人（こどもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。
- ※11 「日ごろ、お子様を預けられる親族・知人はいますか」に対して、「いずれもない」と回答した者又は不明・無回答の者の割合を全体から減じた割合。

■事業別数値目標

湖西市が実施する取組について、定量的又は定性的な目標を設定する。本市ウェブサイトにて公表。

第5章

教育・保育事業の量の見込みと確保の方策 （子ども・子育て支援事業計画）

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

国の方針では、こども・子育て支援にかかる現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案し、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、それに対する提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込むこととされています。

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件や人口、交通事業その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。本市においては、市域や通勤圏、提供区域内での需給調整などを勘案し、市全体を1区域として設定します。

（２）こどもの人口の推計

量の見込みの算定の基礎となる令和7年度～11年度までの人口推計については、令和2年度～6年度の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法※により算出しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	294	291	287	282	277
1歳	298	300	296	293	288
2歳	302	296	297	293	289
3歳	342	305	300	301	297
4歳	341	346	308	303	304
5歳	331	339	343	305	299
6歳	357	333	341	345	308
7歳	389	364	338	347	351
8歳	442	388	361	336	345
9歳	452	437	384	357	333
10歳	471	455	440	386	360
11歳	495	474	457	443	388
合計	4,514	4,328	4,152	3,991	3,839

※ コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 教育・保育の量の見込み

（1） 保育の必要性の認定

子育てのための施設等利用給付を受けるには、国の定める客観的基準に基づき、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分と利用できる施設は以下の通りです。

■認定別子どもが利用できる施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり（教育のニーズあり）	保育の必要性あり（教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育事業			○※	○

※地域型保育事業は、原則として3歳未満児を対象とした事業ですが、利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、年度末までの間は2号認定を受けて利用することができます。

（２） 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み		388	369	345	321	309	
	確保量	特定教育・保育施設	724	721	718	712	693	
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	
		②合計	724	721	718	712	693	
	③充足（②-①）		336	352	373	391	384	
2号	①量の見込み		610	606	592	574	578	
	②確保量		574	574	574	646	646	
	③充足（②-①）		-36	-32	-18	72	68	
3号	0歳	①0歳 量の見込み		121	121	121	120	119
		確保量	特定教育・保育施設	84	84	87	108	111
			特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
			②合計	92	92	95	116	119
		③充足（②-①）		-29	-29	-26	-4	0
	1歳	①1歳 量の見込み		181	184	183	183	181
		確保量	特定教育・保育施設	130	130	130	154	166
			特定地域型保育事業	15	15	15	15	15
			②合計	145	145	145	169	181
		③充足（②-①）		-36	-39	-38	-14	0
	2歳	①2歳 量の見込み		188	186	188	187	186
		確保量	特定教育・保育施設	147	150	150	174	178
			特定地域型保育事業	15	15	15	15	15
			②合計	162	165	165	189	193
		③充足（②-①）		-26	-21	-23	2	7

【確保方策】

- 1号認定 十分な確保量が見込まれます。
- 2号認定 概ね確保量を充足しますが、3号認定の量の見込みを充足するための保育施設の整備等による2号認定の確保量の増加を見込んでいます。
令和10年度までには保育施設の開園ができるよう、調整を行っていきます。
- 3号認定 確保量が計画値に満たないため、定員の見直し、保育施設の整備等による量の確保に向けて、調整・支援に努めます。
公立こども園においては保育士等の確保が出来次第、順次、定員を増やします。令和10年度までには保育施設の開園ができるよう、調整を行っていきます。また、不足する確保量を補うため、緊急一時預かりの実施を検討します。

入所待ち児童の解消に向けて（保育：0・1・2歳児）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
現状維持の入所待ち児童		101	102	103	101	97
対策1	公立園の定員拡充	10	13(+3)	16(+3)	22(+6)	41(+19)
対策2	保育園の新設	公募・選定	構想・設計	園舎建設	63	63(±0)
対策後の入所待ち児童		91	89	87	16	-7

※（）内は前年度比

量の見込み（申込数）から確保量（定員）を引いた数が、保育園の入園を保留となった、いわゆる入所待ち児童の数になります。児童数は減少していく見込みですが、保育園への入園申込数は増加していくと想定され、対策をしないと入所待ち児童は100人を超える見込みとなっています。

この表では、前ページの計画と同様「定員」を基に入所待ち児童数を試算しています。実際には、計画数値に含むことはできないとされている「定員の弾力運用」によって、約60人が民間園の定員を超えて受入れされ、保育を受けています。

希望する全てのこどもが保育を受けることができるよう、本計画期間中の入所待ち児童ゼロを目指し、待機児童対策を進めていきます。

対策1 公立園の定員拡充

- 市立こども園2園において、面積基準の範囲内での定員拡充を実施します。
- 保育教諭の確保を図りながら、順次、受入れ枠を増やしていきます。

対策2 民間保育園の新設

- 100～130人規模の民間保育園を運営する事業者を令和7年度の早期に公募します。
- 設計・建設を実施し、令和10年4月には開園できるよう進めていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	254	232	221	220	220
	2年生	194	240	218	207	207
	3年生	194	184	218	198	186
	4年生	124	120	105	98	91
	5年生	41	40	39	34	32
	6年生	15	14	14	13	12
	合計	822	830	815	770	748
②確保量		734	734	734	774	774
待機児童（①-②）		88	96	81	-4	-26

【確保方策】

定員を超えた利用登録を見込んでいます。定員の1割（66人）は確保できるものとしています。

令和7年度より、長期休暇中に開設するクラブ（定員39人）を設けます。また、令和10年度より市内公共施設を活用した長期休暇中の受入枠の増加（定員40人）を検討します。

待機児童の解消に向けて（学童）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		822	830	815	770	748
定員		629	629	629	629	629
対策前の待機児童		193	201	186	141	119
対策1	弾力的な受け入れ	66	66	66	66	66
対策2	長期休暇用クラブの開設	39	39	39	39	39
対策3	長期休暇用クラブの追加開設	開設場所の確保、事業者選定、関係者との調整			40	40
対策後の待機児童		88	96	81	-4	-26

※「定員」は、令和6年度現在の合計

本計画における「待機児童」とは「放課後児童クラブの対象児童で、新年度に向けて利用申込みをしたが利用（登録）できなかった児童」をいいます。

対策をしないと令和7年度の待機児童は約190人の見込みとなっていますが、対策と人口減少に伴うニーズ量減少により、令和10年度には待機児童解消の見込みです。

対策1 弾力的な受け入れ

- 弾力的な受け入れを可能とすることにより、各クラブ定員より1割増とした登録を確保します。

対策2 長期休暇用クラブの開設

- 長期休暇中のみの利用ニーズに対応するため、令和7年度に新居小学校の余裕教室に長期休暇用クラブを開設します。

対策3 長期休暇用クラブの追加開設

- 対策2に加え、令和10年度には市内公共施設を活用して長期休暇用の受入枠を増やしていきます。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	7	9	10	9
	確保量	—	9	9	9	9
1歳児	量の見込み	—	5	7	7	7
	確保量	—	8	8	8	8
2歳児	量の見込み	—	5	6	7	6
	確保量	—	8	8	8	8

【確保方策】

本市では、国の本格実施を踏まえ、令和8年度からの事業実施を見込んでいます。市内の保育施設の意向から確保量を見込んでいますが、制度開始までに各園と調整を進めていきます。

③時間外保育（延長保育）事業

【事業内容】

時間外保育（延長保育）事業保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・こども園等で保育を実施する事業です。

■見込量及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	284	279	272	264	261
確保量（人）	284	279	272	264	261
実施園（か所）	11	11	11	12	12

【確保方策】

現在は市内11か所で実施しています。想定する必要量を概ね充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定します。また、保護者の需要等を踏まえ、適切な職員配置に努めます。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

④一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

保護者の就労や心理的・身体的支援への要望に基づき、幼稚園・こども園の教育時間終了後に、在園する園等において、在園児を一時的に預かる事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定による利用	量の見込み	6,138	5,988	5,744	5,481	5,425
	確保量	6,138	5,988	5,744	5,481	5,425
2号認定による利用	量の見込み	200	200	200	200	200
	確保量	200	200	200	200	200

【確保方策】

想定する必要量を概ね充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定します。今後も教育時間終了後以外にも夏休み等の長期休園日における一時預かりを継続して行い、利用者のニーズに対応できるよう実施していきます。

⑤一時預かり事業（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、トワイライトステイ事業

【事業内容】

一時預かり事業（幼稚園型を除く）とは、保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業です。また、ファミリー・サポート・センター事業とは、地域において育児の援助を行う人と育児の援助を受けたい人を組織化し、相互援助活動を支援する事業です。なお、本市ではトワイライトステイ事業は実施及び実施予定はしていません。

■量の見込み及び確保量

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり（幼稚園型を除く）	量の見込み	1,568	1,529	1,492	1,467	1,400
	確保量	1,568	1,529	1,492	1,467	1,400
ファミリー・サポート・センター（未就学児）	量の見込み	261	261	261	261	261
	確保量	261	261	261	261	261

【確保方策】

依頼されたサポートは概ね受け付けられるため、見込み量と確保量は同数としています。今後も利用者のニーズに対応できるよう実施していきます。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑥ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

【事業内容】

地域において育児の「援助を行いたい人」と育児の「援助を受けたい人」を組織化し、相互援助活動を支援する事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	525	525	525	525	525
確保量	525	525	525	525	525

【確保方策】

依頼されたサポートは概ね受け付けられるため、見込み量と確保量は同数としています。今後も、支援を必要としている人が円滑に利用できるよう事業の広報・周知を充実させ、利用者及び援助会員の確保に努めます。

⑦病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

【事業内容】

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び病気となった場合の児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。なお、本市ではファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）は実施及び実施予定はしていません。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	845	831	811	787	777
確保量（人日）	0	0	0	480	480
実施か所（か所）	0	0	0	1	1

【確保方策】

実績が無いため、一時預かり事業の実績とアンケート結果との乖離率を準用し、それを病児・病後児保育のアンケート結果に積算して見込み量を算出しています。令和10年度に1か所で新規開設を見込み、1日あたり2人×月20日×12月＝480人日の確保量を想定しています。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑧ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

【事業内容】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴う養育を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	4	4	5
確保量	3	3	4	4	5

【確保方策】

現在、本市ではショートステイ用の施設がないため、他市の施設のショート枠を利用している現状から、ニーズ量に応じた確保量としています。今後利用者の増加が見込まれる場合には、里親委託などを検討します。

⑨地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19,221	19,070	18,920	18,662	18,361
確保量	19,221	19,070	18,920	18,662	18,361

【確保方策】

令和7年4月以降、新居地区、新所地区、西部地区の市内3か所で実施しています。

【新居】令和6年度より施設内で実施していた学童保育が移転しました。令和5年度までの実績値は学童保育利用者も加算されていたため、改めて拠点施設としての利用者数から1人あたりの利用回数を計算したところ最高値19.5回（令和5年度）でした。よって、令和7年度以降の計画値は、1人あたりの利用を20回とし、2歳以下の人口推計値に乗じています。

【新所・西部】拠点が增多することで利便性は増すものの、利用者数は現在の新居利用者が各拠点に分散すると見込んでいます。新所に移行する「おぼと」の遊びの広場分について、新居と同様の算出により1人あたりの利用を1.5回とし、2歳以下の人口推計値に乗じています。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑩利用者支援事業

【事業内容】

幼稚園・保育園・こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、こどもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報 提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：か所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
特定型	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1

【確保方策】

事業の実施方法などについての情報収集や研究を進めながら、引き続き子育て支援員を配置し利用者ニーズに応じた支援に努めます。

⑪乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		291	288	284	279	274
確保量		291	288	284	279	274

【確保方策】

訪問が年度に跨るため、実績を参考に年間出生数の99%を訪問対象家庭数としています。対象家庭の全戸訪問を目指し、今後も早期の訪問に努めます。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑫養育支援訪問事業

【事業内容】

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保量	5	5	5	5	5

【確保方策】

実績に基づき量の見込みを設定しています。今後も相談や支援を行い体制を整え、事業を実施します。

⑬妊婦健診

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：件）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠の届出数	量の見込み	294	291	287	282	277
	確保量	294	291	287	282	277

【確保方策】

年度中の母子手帳交付数を見込み量とすることでより正確な確保量を見込めるようにしています。現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保は見込めます。今後も広報、ウェブサイト等を通じて啓発を行い、受診率の向上に努めます。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑭妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	882	873	861	846	840
確保量	882	873	861	846	840

【確保方策】

妊娠届出数の見込みに面談数3回を乗じています。減少しているのは、出生数の推移が減少しているためです。

⑮産後ケア事業

【事業内容】

産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	43	43	50	50	55
確保量（延べ人数）	43	43	50	50	55

【確保方策】

以下の算出方法で、想定した量の見込みに対し対応できるよう確保に努めます。

【量の見込み（人日）】＝[A推計産婦数（人）]×[C利用見込み産婦数（人）]／[B全産婦数（人）]×[D平均利用日数（日）]

A 推計産婦数……………4年間分の産婦数（出生数）のデータ

B 全産婦数……………R5年の出生数

C 利用見込み産婦数…事業の利用実績データをもとに求めた産婦数

D 平均利用日数…過去4年間の1人あたりの利用平均日数

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑯子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保量	3	3	3	3	3

【確保方策】

本市で把握している要保護・要支援児童のいる世帯のうち当事業の必要性が考えられる世帯数としています。また、利用可能な別のサービスにつながることができた場合には、当事業の利用を終了することを想定しているため、増加ではなく横ばいとしています。

⑰児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込み及び確保量

本市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

⑱親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

本市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を助成する事業です。

■量の見込み及び確保量

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保量	3	3	3	3	3

【確保方策】

現在は、「施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助」について実施しています。「教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助」についても実施を検討します。

⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

現在、対象園はありません。今後、対象となる場合には実施を検討します。（健康面・発達面において特別な支援が必要なこどもが2人以上在籍するか、1人在籍し当該施設の在籍園児数が80人未満の私立認定こども園が対象です。）

第6章 計画の推進体制

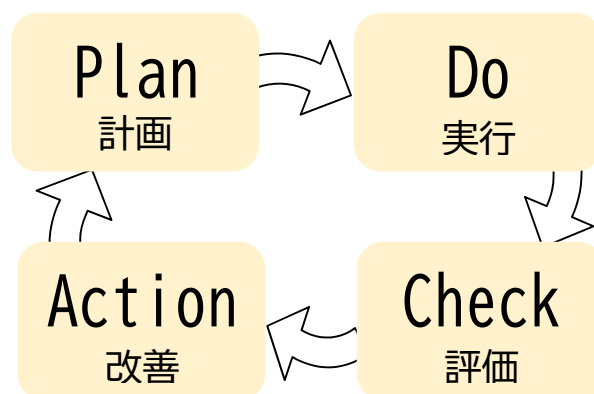
1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、こども政策課を中心として関係各課と連携しながら全庁的な取組を進めるとともに、「湖西市子ども・子育て会議」等の合議制機関において、各事業の進捗状況の報告・評価など進捗管理を行います。

本計画の推進にあたっては、計画の広報等により、幅広く市民に周知します。また、こども・若者やこども・若者に関わる団体・事業者をはじめ、学校、企業、こども・若者等を含む市民等と連携し、多くの関係者の意見を取り入れながら施策を推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」を所管し、こども大綱に基づく計画の策定と行動について調査審議する「湖西市子ども・子育て会議」と、こども大綱に基づく計画の評価・効果検証と取組の改善について協議・提案する、こども・子育てに関する有機的な連携体制が互いに関連し合い、PDCAサイクルを確立します。



3 計画の評価・改善

● 計画の評価

設定した目標を達成しているかを検証するため、アンケートやこども・若者、子育て当事者への意見聴取等、様々な方法で定期的に確認・評価を行います。

● 目標達成の検証方法

施策の数値目標の他、取組の目標について毎年調査を行い、合議制機関により評価を実施し、改善案を提示します。

湖西市子ども・子育て会議は改善案を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

● 中間目標の達成状況を踏まえた目標の見直し

年度ごとに設定した中間目標が達成できていない場合には、その原因を整理し、必要に応じて実施施策や目標の見直しを行います。

資料編

1 湖西市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 2 日
条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令 5 条例 27・一部改正)

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初にかれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(令 5 条例 7・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

No.	所属	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

3 策定経過

実施日	内容

湖西市こども計画

発行年月 / 令和 年 月

編集・発行 / 湖西市 こども政策課

〒431-0442

静岡県湖西市古見 1044

電話番号：053-576-1813 F A X：053-576-1220